

説 明 資 料

(議 事)

1 委員長・副委員長の選任について

資料 1 大分県立図書館協議会関係法令

2 大分県立図書館の概要について

資料 2 大分県立図書館協議会の概要

資料 3 大分県立図書館でこんなこともしています！

3 諮問

「社会教育の推進に向けた大分県立図書館の取組の方向性について

～社会教育総合センターからの機能移管を踏まえて～」

資料 4 諮問書写し

資料 5 社会教育総合センターの機能移管に至る経緯

資料 6 県立図書館の業務執行体制

資料 7 学校・地域支援課における現在の取組

資料 8 今後必要となる取組等

○図書館法

(昭和25年4月30法律第118号)

最終改正：平成23年12月14日法律第122号

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○大分県立図書館協議会条例

(昭和25年11月21日 条例第60号)

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四条の規定に基づき、大分県立図書館の円滑な運営を図るため、大分県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二条 協議会の委員（以下委員という。）の定数は十名以内とする。

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会が任命する。

第四条 委員の任期は二年とする。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。但し、特別の事情ある場合は任期中でも解任することができる。

第五条 この条例の施行について必要な事項は大分県教育委員会が定める。

○大分県立図書館協議会会議規則

(昭和26年5月25日 教育委員会規則第6号)

最終改正 平成7年1月17日教育委員会規則第1号

第一条 大分県立図書館協議会（以下協議会という。）の会議に関しては、この規則の定めるところによる。

第二条 協議会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各1名を互選する。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

第三条 協議会の会議は、図書館長の諮問に応じて、委員長が、これを招集する。

2 委員長は、七日前までに、会議開催の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

第四条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。

第五条 この規則に定めるもののほか、会議について必要な事項は、図書館長が、別にこれを定める。

大分県立図書館の概要

平成29年11月30日

大分県立図書館

1 沿革

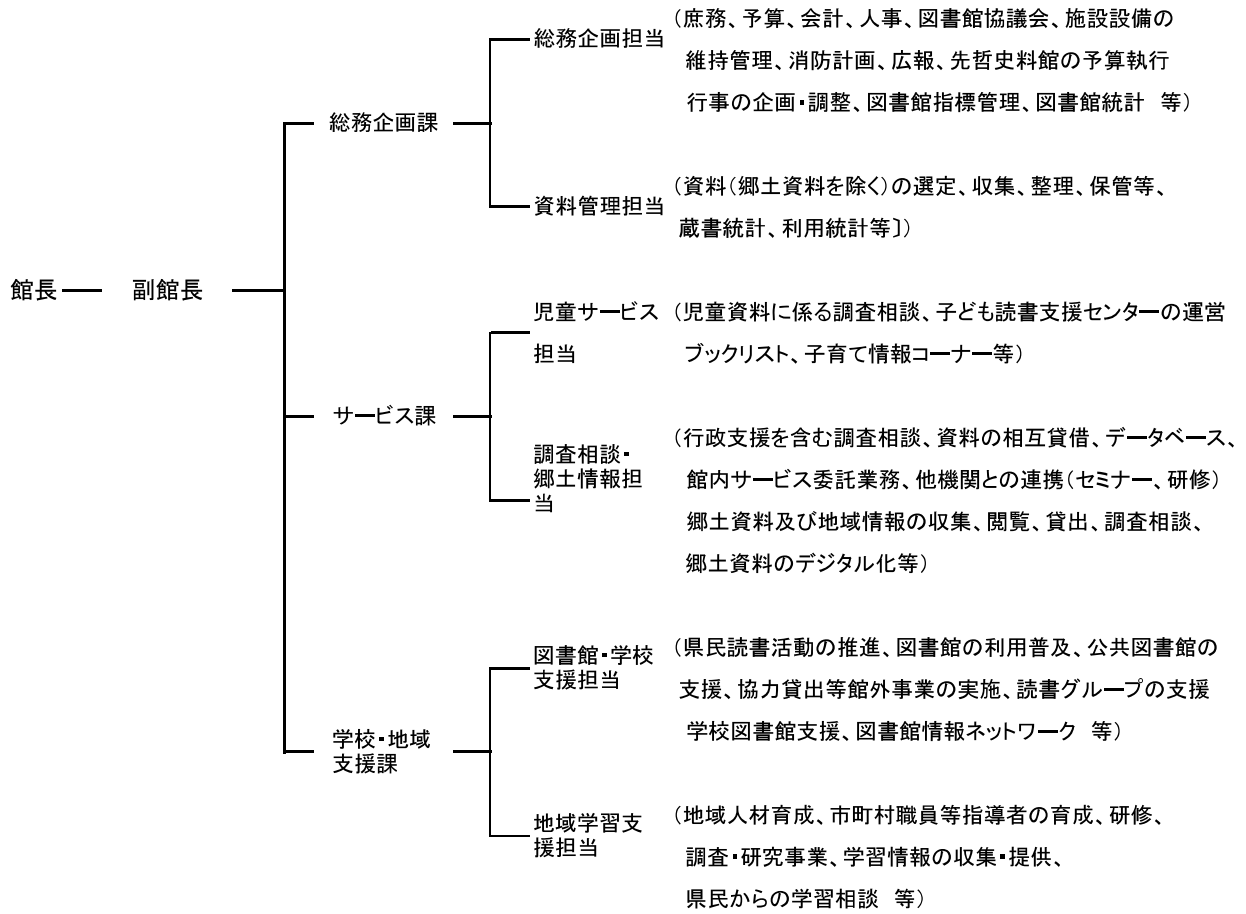
- 明治 35年 3月 大分県共立教育会附属大分図書館として創設
35年 5月 開館(現大分中央警察署付近)
37年 10月 館舎を新築、福沢記念図書館として開館
- 大正 10年 1月 県議会議事堂敷地内(現総合庁舎付近)に改築
- 昭和 6年 4月 県立に移管、大分県立大分図書館と改称
20年 7月 戦火により館舎及び蔵書を焼失
23年 11月 教育委員会法の施行により大分県教育委員会に所管替え
24年 3月 館舎を旧位置に新築(現大手公園)
41年 7月 磯崎アトリエ設計による新館開館(荷揚町)
- 平成 6年 9月 新館完成(南王子町)
6年 12月 新館移転(公文書館、先哲史料館と三館併設し「豊の国情報ライブラリー」と総称する。)
7年 2月 大分県立図書館と改称(新館開館と同時に図書館業務の電算化)
14年 11月 大分県立図書館創立100周年記念式典を開催
17年 2月 公開書庫供用開始、新館開館10周年記念行事実施、大分県立図書館百年史刊行
17年 4月 祝日開館開始
18年 1月 新館開館以来の個人貸出が1,000万冊
18年 4月 平日開館時間延長(1時間延長 閉館時刻午後7時から午後8時に)
18年 7月 子育て情報コーナー開設
19年 10月 生きがい・健康づくり情報コーナー開設
20年 4月 中央カウンター、市町村カウンター業務等の業務委託開始
20年 8月 県民知っ得! 情報コーナー開設
22年 2月 新館開館15周年記念行事実施(ビジネス支援キックオフセミナー)
22年 9月 新館開館以来の個人貸出1,500万冊突破
23年 5月 アメリカンシェルフオープン
24年 4月 第2・第4月曜日開館開始
24年 12月 新館開館以来の来館者1,000万人突破
25年 4月 スクールサービスデー開始
25年 6月 放送大学共催公開講座開始、不登校対策支援(試行)開始
26年 5月 古典の日推進講座開始
26年 8月 第1回大分県図書館大会開催
27年 2月 豊の国情報ライブラリー開館20周年記念講演会開催
27年 6月 広瀬大分県知事と芥川賞作家 小野正嗣氏 対談
27年 7月 芥川賞作家 小野正嗣氏 講演会開催
27年 8月 第2回大分県図書館大会開催
28年 4月 熊本地震による内装等被害
(10日間の臨時休業、応急処置を施し4月中に開館、平成29年1月に本工事施工)
28年 9月 第3回大分県図書館大会 台風接近の影響で中止
29年 2月 「おおいたの文学コーナー」、「産業科学技術コーナー」設置

2 歴代館長

区分	館長名	就任年月日	備考	区分	館長名	就任年月日	備考
初代	大久保利武	明治35. 5. 24	知事兼務	24	矢野朔雄	昭和50. 4. 1	県文化課長から
2	小倉久	明治39. 6. 1	知事兼務	25	成田勝	昭和52. 4. 1	県教育次長から
3	坂本永定	明治39. 12. 1	福沢記念図書館長兼大分県教育会事務員	26	田村貞夫	昭和53. 4. 1	県立上野丘高等学校長から
4	片桐豹太郎	大正 8. 9. 2	福沢記念図書館長兼大分県教育会専務幹事	27	高橋寿満	昭和54. 4. 1	県立杵築高等学校長から
5	石橋豊徳	昭和 6. 4. 1	館長事務取扱(県社会課長兼)	28	帆足敏郎	昭和56. 4. 1	県立大分女子高等学校長から
6	小野 拓	昭和 7. 1. 18	館長事務取扱(県社会教育主事兼)	29	勝尾和男	昭和58. 4. 1	県立杵築高等学校長から
7	林 重 房	昭和 7. 2. 15	館長事務取扱(県教育課長兼社会課長兼)	30	切石文士	昭和59. 4. 1	県立日田高等学校長から
8	向 井 新	昭和 7. 9. 15	館長事務取扱(県教育課長兼社会課長兼)	31	佐藤和秀	昭和60. 4. 1	県立鶴崎工業高等学校長から
9	加藤清	昭和11. 7. 29	館長事務取扱(県学務課長兼)	32	吉田豊治	昭和63. 4. 1	県立双国高等学校長から
10	沢田勝次	昭和12. 7. 23	館長事務取扱(県学務課長兼)	33	堤 修 三	平成 2. 4. 1	県立安岐高等学校長から
11	小倉兼	昭和13. 5. 21	館長事務取扱(県学務課長兼)	34	河野昭夫	平成 4. 4. 1	県立中津商業高等学校長から
12	松阪富之助	昭和13. 9.	館長事務取扱(県学務課長兼)	35	宮本高志	平成 6. 4. 1	県教育委員会教育長から
13	小川直熙	昭和15. 5.	県立日田中学校長から初代専任館長	36	上村作郎	平成9. 4. 1	県立図書館副館長から
14	山室 寿	昭和20. 3. 22	県社会教育主事から	37	西来路秀彦	平成11. 4. 1	国立国会図書館から
15	広中益次郎	昭和25. 3. 31	県社会教育課長から	38	高山直也	平成13. 4. 1	国立国会図書館から
16	友成大之丸	昭和26. 7. 1	県社会教育主事から	39	神 繁 司	平成15. 4. 1	国立国会図書館から
17	坂本信彦	昭和31. 4. 1	県立大分図書館外国語資料室	40	渡辺善吾	平成17. 4. 1	県立日田三隈高等学校長から
18	志賀正道	昭和34. 4. 2	県立ろう学校長から	41	渡部郁之助	平成19. 4. 1	県立大分東高等学校長から
19	串田 順	昭和36. 4. 1	県立鶴崎高等学校教頭から	42	山田修治	平成20. 4. 1	大分市立滝尾小学校長から
20	布施順生	昭和38. 4. 1	大分県教育事務所長から	43	金子真徳	平成21. 4. 1	県立碩信高等学校長から
21	米田貞一	昭和40. 4. 1	県立大分女子高等学校長から	44	高野龍春	平成23. 4. 1	県立竹田支援学校長から
22	利田正男	昭和45. 4. 1	県立緒方工業高等学校長から	45	小矢文則	平成24. 4. 1	県教育委員会教育長から
23	佐藤義士	昭和46. 4. 1	県立佐伯豊南高等学校長から	46	塩川也寸志	平成29. 4. 1	大分県芸術文化スポーツ振興財団理事から

3 組織

(1) 事務機構



(2) 職員構成

(平成29年4月1日現在)

課名 \ 職名	館長	副館長	課長	主幹	主幹司書	主任司書	主任社会教育主事	社会教育主事	副主幹	主査	主任	主事	司書	非常勤職員	計
館長他	1	2												(1)	3
総務企画課			1	1	1				(1)	1		2	1	1	8
サービス課			(1)		1	2			1			1	5	1	11
学校・地域支援課			1			1	3	3			2				10
計	1	2	(1)	1	1	4	(1)	3	(1)	1	2	3	6	2	32

〔注1〕「館長他」欄の非常勤(1)は館長を示す。

〔注2〕[総務企画課]欄の副主幹(1)は、先哲史料館との併任配置

4 施設概要

- ・ 所在地 大分市王子西町 14 番 1 号
- ・ 構造 鉄骨コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）
- ・ 規模 地下 1 階、地上 6 階（図書館部分地上 3 階）
- ・ 敷地面積 15,266.77 m²（旧図書館 3,023.40 m²）
- ・ 建築面積 6,669.24 m²（旧図書館 1,587.85 m²）
- ・ 延床面積 23,002.22 m²（旧図書館 4,632.05 m²）
- ・ 工事期間 平成 4 年 10 月 1 日～平成 6 年 9 月 30 日
- ・ 総工費 13,653,031 千円
- ・ 階別面積及び主要室名

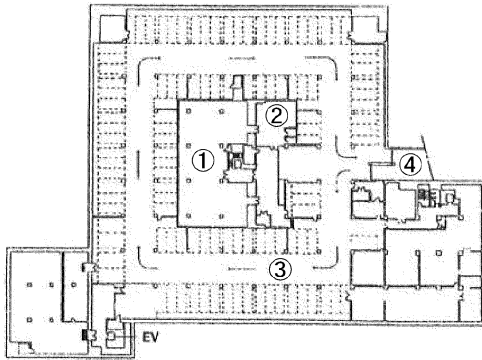
階 階面積(m ²)	室名		
	図書館棟・エントランス棟	公文書館棟	先哲史料館棟
地階 5,784.16	駐車場、機械室、館外専用書庫、 セット編成保管室		
1階 6,564.65	公開書庫、閉架書庫、貴重書庫、 整理作業室、学習室、撮影室、エ ントランスホール、研修室、コミュニ ティスペース	閲覧室、事務室、製本補修室	展示室
2階 6,106.17	開架閲覧室	貴重書庫、第1書庫	視聴覚ホール、 喫茶室(レストラン)
3階 2,226.55	館長室、事務室、特別会議室	第2書庫	研修室、閲覧室
4階 1,202.81		第3書庫	特別収蔵庫、収蔵庫
5階 492.50		会議室(5室)	
6階 476.43		会議室(3室)	
塔屋外 151.95		エレベーター機械室	
計 23,002.22	図書館専用部分 11,141.81 先哲史料館専用部分 1,331.55	公文書館専用部分 三館共用部分	2,105.01 8,423.85

・主な設備等

閲覧室 (4,519 m ²)	資料数	図書 約 117 万冊
開架図書 約 37 万冊		雑誌 1,358 誌
座席数 303 席		新聞 66 紙
公開書庫 (1,451 m ²)	収蔵能力	AV 4,423 点
公開図書 約 26 万冊		開架書架 30 万冊
学習室 (285 m ²)		公開書架 30 万冊
座席数 120 席		閉架書架 100 万冊
視聴覚ホール (354 m ²)		160 万冊
座席数 226 席		
駐車場	地下駐車場 114 台	前庭駐車場 24 台
	屋外駐車場 58 台	JR高架下駐車場 39 台
	合計 (235 台)	
駐輪場	屋外駐輪場 132 台	

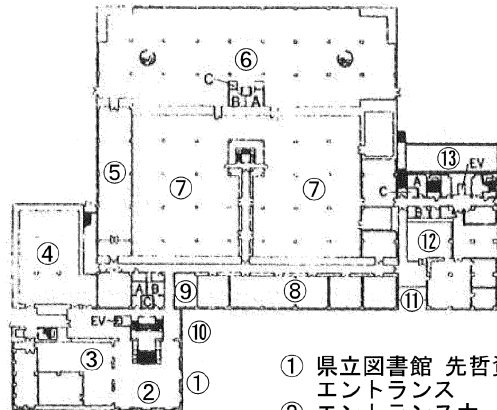
施設平面図

B1F平面図



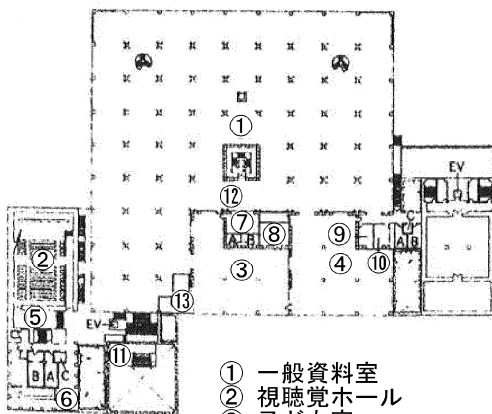
- ① 館外専用書庫
- ② セット編成保管室
- ③ 駐車場 (114台)
- ④ 地下駐車場出入口

1F平面図



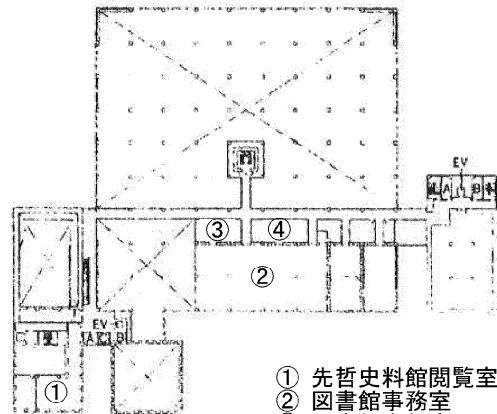
- ① 県立図書館 先哲資料館
エントランス
- ② エントランスホール
- ③ コミュニティスペース
- ④ 先哲史料館展示室
- ⑤ 学習室
- ⑥ 公開書庫
- ⑦ 書庫
- ⑧ 研修室 (1, 2, 3, 4, 5, 6)
- ⑨ 食事室
- ⑩ ブックポスト
- ⑪ 公文書館エントランス
- ⑫ 公文書館閲覧室
- ⑬ 地下駐車場入口

2F平面図



- ① 一般資料室
- ② 視聴覚ホール
- ③ 子ども室
- ④ 調査相談・郷土情報室
- ⑤ ホワイエ
- ⑥ レストラン (喫茶室)
- ⑦ 子どもの本資料室
- ⑧ おはなしのへや
- ⑨ 特別閲覧室
- ⑩ 対面朗読室
- ⑪ 授乳室
- ⑫ AED
- ⑬ 子育て情報コーナー

3F平面図



- ① 先哲史料館閲覧室
- ② 図書館事務室
- ③ 図書館資料室
- ④ 電算機室

EV…エレベーター
A…男子トイレ
B…女子トイレ
C…身障者用トイレ

各室・コーナー別概要

本のラベルの見方
 本は分類番号(内容)ごとに順番に並んでいます。
 <例>
 5 分類番号
 596 出版年(1900年代は下の桁)または著者の姓の読みかたの数字(仮訳等、例あり)
 2015 シリーズものの巻数をあらわします
 上の例は、「2015年に出版された食品・料理の本」ということです。
 また、野上彌生子著「野上彌生子全小説9巻」は、
 9 分類番号(913.6は年代が別)
 ノガ 著者の姓の読みかたの数字
 9 巻目
 となります。



(2階)

場所区分	資料数等	備考
①一般資料室	資料冊数 約287,000冊 (新着本コーナー・新聞・雑誌・CD・LDを除く)	資料の館内利用と貸出のためのフロアで、発行後約10年以内の一般資料と15のコーナーで構成(資料の貸出は1人10冊まで15日間) ・閲覧席114席、ソファ等164席、利用者用検索端末13台、拡大読書器2台、自動貸出機3台
○一般資料	約225,100冊	・分野別(0門~9門)に排架
○新聞・雑誌コーナー	雑誌 1057誌 新聞 57紙 新聞縮刷版 4紙 (朝日、毎日、読売、日経) 大学・研究機関等の紀要	・雑誌は30分野に大分類しバックナンバーとともに排架(うち大学・研究機関等の紀要・研究誌142誌)(館内利用) ・新聞は全国紙、地方紙等を1年分のバックナンバーとともに新聞架に排架(館内利用) ・地元紙(大分合同新聞)は平成17年以降分を排架(館内利用) ・新聞閲覧台 15紙
○新着本コーナー	約1,200冊	・新着本を1週約400冊ずつ、随時排架
○ヤング新刊コーナー	約1,500冊	・10代の若者向けの図書を、新刊を中心に排架
○大活字本コーナー	大活字本 約2,800冊 CDブック等 約700冊	・障がい者、高齢者用に大活字本、CDブック、マルチメディアデジ図書等を排架
○文庫本コーナー	約24,100冊	・文庫本を出版社ごとに排架
○大型本・超大型本コーナー	約1,300冊	・美術書を中心に、ビジュアルな大型本を排架
○AVコーナー	CD 約1,400点 LD 約300点	・クラシック音楽、民族音楽等(館内利用) 視聴用機器:CD用8台 LD用4台 DVD用2台
○インターネット検索コーナー		・利用者用パソコン(インターネット接続)6台
○外国語資料コーナー	約6,300冊	・英米の出版物を中心に文学書・実用書等を排架
○アメリカンシェルフ	約300冊	・福岡アメリカンセンター寄贈のアメリカを紹介する出版物等を排架
○学校図書館支援コーナー	約500冊	・学校図書館や子どもの読書に関する資料を排架

○調査相談資料コーナー	約12,500冊	・百科事典、辞・事典、便覧、年鑑、地図、白書等 ※相談カウンターは調査相談・郷土情報室内に設置
○健康づくり情報コーナー	図書 約2,000冊 雑誌 12誌	・健康情報・医療・介護など健康づくりに関する資料や闘病記を排架
○仕事と暮らしの情報コーナー	図書 約2,900冊 雑誌 4誌 パンフレット類 約50点	・ビジネス支援に関する資料や県の重点課題に関する資料を排架（実用図書、行政資料、雑誌、配布用パンフレット等）
○子育て情報コーナー	図書 約7,000冊 雑誌 12誌	・妊娠・出産から中学生までの子育てに関する資料を排架
②子ども室	資料冊数 約55,600冊 (内訳) 和書 約33,300冊 絵本 約19,800冊 外国語 約800冊 紙芝居 約1,700冊 雑誌 27誌	・赤ちゃんや幼児向けの絵本(外国語含む)や紙芝居、小・中学生向けの本や調べ学習に役立つ参考図書等を排架 ・マツトコーナー、利用者用検索端末2台、閲覧席 28席 ※子どもの本に関する調査相談サービスを行っている
③子どもの本資料室	約8,000冊	・児童書や子どもの読書に関する研究資料を排架 ・閲覧席 4席 ・子ども読書推進のため、「優良図書見本展示」「読み聞かせ文庫」「昔話絵本の読み比べコーナー」の設置
④おはなしのへや		※職員やボランティアによるおはなし会を定期的に行っている
⑤調査相談・郷土情報室	資料冊数 約31,000冊	・郷土(大分県)に関する各分野の資料をはじめ、郷土人の哲学・芸術・文学等の著作等を排架(一部貸出) ・古文書・古記録・古絵図のマイクロフィルムからの複写資料、市町村広報紙誌、各団体の定期刊行物等、県内発行の逐次刊行物等も収集・排架 ・特別コレクション「豊後キリシタン関係資料」 ・閲覧席24席、畳敷席8席、利用者用検索端末2台 ・商用データベース閲覧用パソコン2台 (利用できるデータベース:朝日新聞記事検索聞蔵Ⅱ、読売新聞記事検索ヨミダス歴史館、日経テレコン21、西日本新聞記事検索PAPYRUS、官報情報検索サービス、D1-Law.com、magazineplus、whoplus、医中誌Web) ・新聞画像データベース閲覧用パソコン1台 ・国立国会図書館デジタル化資料送信サービス閲覧用パソコン1台 ※個人や他の図書館、行政機関からの資料や情報に関する調査相談サービスを行っている 調査相談カウンター(全般) 郷土情報カウンター(大分県に関すること) <相談方法>口頭、電話、文書、ファックス、メール等
⑥特別閲覧室		<利用許可> ・複数の利用者で資料を閲覧するとき ・図書館の貴重資料を利用するとき ・その他館長が特に必要と認めるとき
⑦対面朗読室		・視覚に障がいのある方及びその関係者が利用

(1階)

公開書庫	資料冊数 約267,300冊 (内訳) 一般資料 約241,500冊 文庫本 約25,800冊	・発行後約10年～20年の資料を排架 ・利用者用検索端末2台 ※9:00～17:00は直接利用 17:00以降は中央カウンターで出納
書庫	資料冊数 約393,600冊 (内訳) 一般資料 約203,800冊 児童資料 約95,800冊 郷土資料 約94,000冊	・発行後約20年以上を経過した一般資料や児童書、郷土資料、貴重書等を排架

(地下1階)

市町村書庫	資料冊数 約126,300冊 (内訳) 成人用資料 約60,300冊 児童用資料 約66,000冊	・市町村立図書館や、読書団体の読書活動支援を目的とした団体貸出文庫を排架
-------	--	--------------------------------------

5 大分県立図書館利用状況の推移(平成24～28年度)

1 開館日数 (単位:日)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開館日数	317	316	319	320	310

2 入館者数 (7年度:593,960) (単位:人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
入館者数	619,232	538,358	488,589	482,120	506,061
7年度=100	104.2	90.6	82.3	81.2	85.2

3 登録状況 (7年度:30,683) (単位:人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
新規登録者数	6,189	5,551	3,751	3,740	3,565
7年度=100	20.1	18.1	12.2	12.2	11.6
累計	212,252	217,803	221,554	225,294	228,859

※累計は新館開館前登録者を含み、抹消者を減じている。(いずれも団体を含む)

4-1 貸出状況(個人貸出) (7年度:833,122) (単位:冊)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
貸出冊数	1,051,818	906,691	774,126	725,821	638,961
7年度=100	126.2	108.8	92.9	87.1	76.7

4-2 貸出状況(市町村等への貸出) (7年度:80,592) (単位:冊)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
団体貸出	91,088	88,900	82,981	79,288	74,775
協力貸出	18,878	20,487	21,059	20,095	21,622
合計	109,966	109,387	104,040	99,383	96,397
7年度=100	136.4	135.7	130.5	125.0	119.6

5 利用者(貸出者)数 (7年度:223,108) (単位:人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
利用者数	225,668	189,477	161,823	152,644	136,007
7年度=100	101.1	84.9	72.5	68.4	61.0

6 蔵書状況 (7年度:579,587) (単位:冊)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
蔵書冊数	1,115,408	1,129,108	1,144,282	1,156,001	1,166,610
7年度=100	192.4	194.8	197.4	199.5	201.3

7 調査相談件数 (7年度:14,083) (単位:件)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	24,777	24,154	25,238	27,716	23,684
7年度=100	175.9	171.5	179.2	196.8	168.2

8 書庫出納冊数 (7年度:18,565) (単位:冊)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
冊数	26,297	23,958	28,491	22,048	18,326
7年度=100	141.6	129.0	153.5	118.8	98.7

9 資料購入費 (7年度:153,324千円) (単位:千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
館内	42,482	42,039	42,175	42,618	42,646
市町村	4,409	4,464	2,620	2,262	2,224
合計	46,891	46,503	44,795	44,880	44,870
7年度=100	30.6	30.3	29.2	29.3	29.3

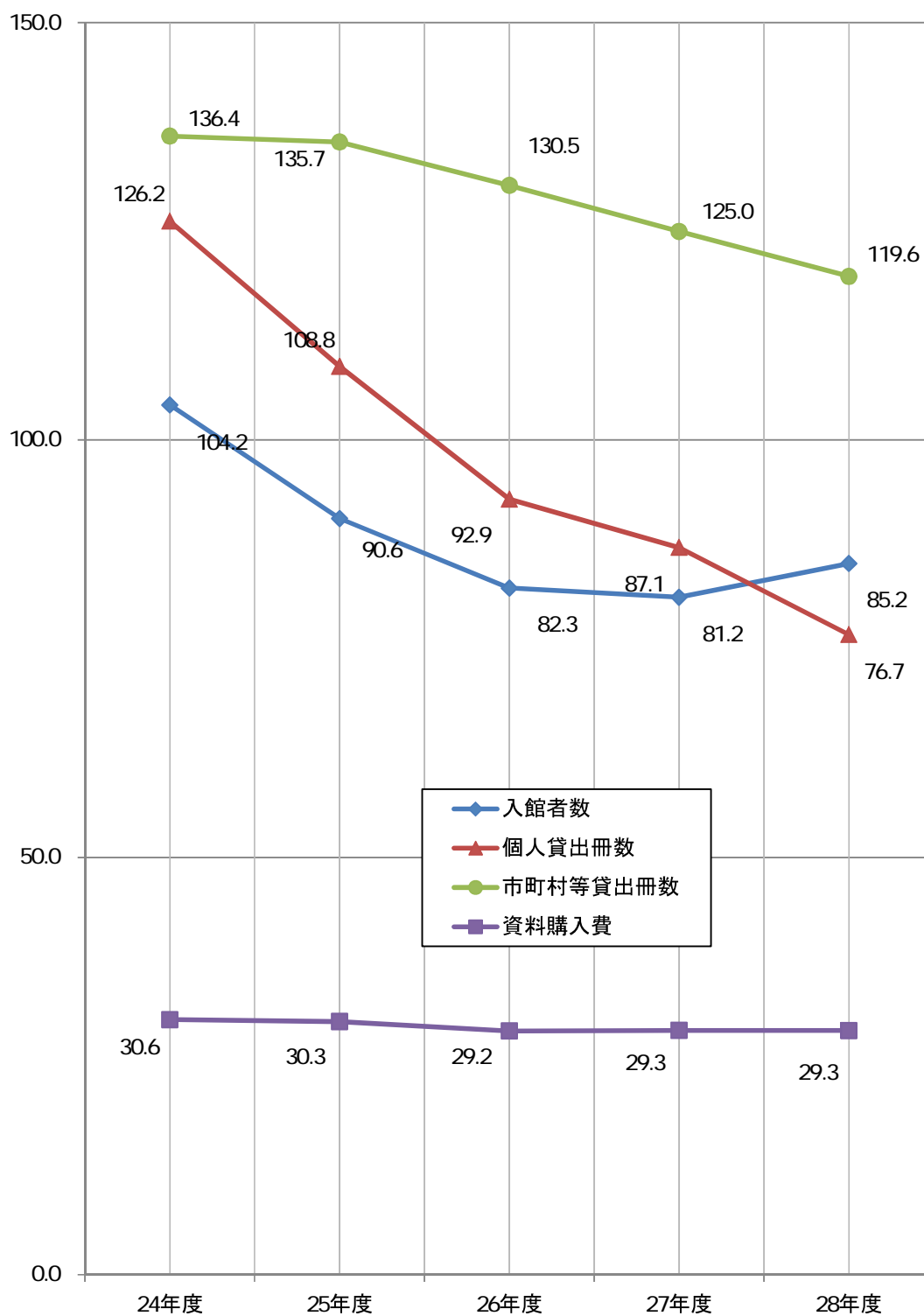
10 ホームページアクセス数 (14年度:491,785) (単位:件)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	242,255	276,045	325,304	323,271	310,183
14年度=100	49.3	56.1	66.1	65.7	63.1

※22年度末のシステム更新に伴いアクセス数の集計方法を変更(検索回数を除外)した。

大分県立図書館利用状況の推移(平成24～28年度)

指数(平成7年度=100)



6 平成28年度事業実績

(1) サービス状況

ア 月別開館日数と利用者数(入館者)

※H29.3.31現在

月別	開館日数	利用者数							合計	1日平均人数
		一般資料室等利用者数	(一般資料室の内数)			学習室利用者	研修室利用者	視聴覚ホール利用者		
			子育て情報コーナー	視察・社会見学 団体数	人数					
4	19	21,848	2,071	0	0	5,409	250	0	27,507	1,448
5	28	31,908	3,169	1	47	9,108	356	252	41,624	1,487
6	28	34,866	3,439	2	10	10,991	546	227	46,630	1,665
7	29	42,653	4,328	5	25	14,006	934	425	58,018	2,001
8	28	48,018	4,719	5	44	18,657	461	508	67,644	2,416
9	28	36,421	3,568	5	38	11,863	379	440	49,103	1,754
10	27	32,702	3,130	3	159	10,780	730	870	45,082	1,670
11	28	28,978	3,240	1	1	10,275	633	525	40,411	1,443
12	25	23,949	2,503	2	40	6,798	334	330	31,411	1,256
1	16	18,627	1,855	1	40	6,222	287	478	25,614	1,601
2	25	25,056	2,732	1	2	8,232	414	513	34,215	1,369
3	29	30,176	3,251	1	78	7,710	499	417	38,802	1,338
計	310	375,202	38,005	27	484	120,051	5,823	4,985	506,061	1,632
	(320)	(344,889)	(41,528)	(18)	(525)	(120,821)	(9,878)	(6,532)	(482,120)	(1,507)

※()数字は平成27年度実績

イ 登録者数

登録者内訳	一般	子ども(15歳以下)	団体	計
28年度新規登録者	2,355	1,210	37	3,602
28年度末全登録者	202,078	25,961	926	228,965

※全登録者には開館前登録者を含み、抹消した数を減ずる。

ウ 調査相談(レファレンス)件数

○受付方法別

調査相談内訳	口頭	電話	文書	FAX	メール	計
調査相談担当	4,917	1,272	3	10	21	6,223
郷土情報担当	3,763	545	8	9	84	4,409
中央カウンター	3,790	179				3,969
子ども室	8,920	161	0	2	0	9,083
計	21,390	2,157	11	21	105	23,684
	(24,086)	(3,286)	(68)	(58)	(218)	(27,716)

※()数字は平成27年度実績

○相談内容別

相談内容内訳	一般	ビジネス支援 レファレンス	行政支援レファレンス (県・市町村)	県内図書館等 協力レファレンス	計
調査相談担当	5,921	104	132	66	6,223
郷土情報担当	4,214	79	103	13	4,409
中央カウンター	3,969				3,969
子ども室	9,055	2	0	26	9,083
計	23,159	185	235	105	23,684
	(27,219)	(285)	(136)	(76)	(27,716)

※()数字は平成27年度実績

エ 相互貸借冊数

相互貸借内訳	借受冊数				貸出冊数			
	県内	九州	その他	計	県内	九州	その他	計
調査相談担当	279	69	72	420	137	381	112	630
郷土情報担当								
計	279	69	72	420	137	381	112	630
	(267)	(48)	(102)	(417)	(204)	(337)	(123)	(664)

平成26年度から
調査相談担当と一本化

※()数字は平成27年度実績

オ 月別利用冊数（個人貸出冊数）

※H29.3.31現在

月別	開館日数	貸出冊数						計	1日平均
		一般 (市町村協力を含む)	(一般の内数)			子ども室	郷土情報室		
			子育て 情報コーナー	セット 貸出	健康づくり 情報コーナー				
4	19	28,632	1,545	26	603	13,626	335	42,593	2,242
5	28	29,903	1,950	0	818	19,054	380	49,337	1,762
6	28	36,457	1,999	0	767	20,827	365	57,649	2,059
7	29	38,060	2,329	40	703	26,184	505	64,749	2,233
8	28	36,127	2,108	20	731	26,239	507	62,873	2,245
9	28	36,300	2,043	0	750	19,875	432	56,607	2,022
10	27	35,981	1,868	60	828	19,400	413	55,794	2,066
11	28	34,463	1,839	20	751	18,576	367	53,406	1,907
12	25	31,623	1,461	0	568	16,416	354	48,393	1,936
1	16	25,082	1,238	0	463	13,344	279	38,705	2,419
2	25	32,877	1,667	20	650	18,163	460	51,500	2,060
3	29	36,955	1,959	40	782	19,938	462	57,355	1,978
計	310	402,460	22,006	226	8,414	231,642	4,859	638,961	2,061
	(320)	(461,284)	(28,021)	(113)	(9,892)	(259,888)	(4,649)	(725,821)	(2,268)

※()数字は平成27年度実績

カ 書庫出納冊数

注)地震被害により10日間臨時休館

月別	開館日数	一般	調査相談	子ども室	郷土情報室	計	1日平均
4	19	526	—	276	206	1,008	53
5	28	694	—	393	327	1,414	51
6	28	748	—	451	335	1,534	55
7	29	924	—	650	377	1,951	67
8	28	740	—	663	367	1,770	63
9	28	734	—	404	353	1,491	53
10	27	672	—	500	326	1,498	55
11	28	710	—	499	314	1,523	54
12	25	1,040	—	371	193	1,604	64
1	16	931	—	345	155	1,431	89
2	25	594	—	512	328	1,434	57
3	29	614	—	553	501	1,668	58
計	310	8,927	0	5,617	3,782	18,326	59
	(320)	(12,631)	(0)	(5,446)	(3,971)	(22,048)	(71)

※()数字は平成27年度実績

キ A V資料館内利用状況

区分	マイクロフィルム	CD	LD	その他	計
件数	716	349	120	38	1,223
	(927)	(333)	(139)	(36)	(1,435)

※()数字は平成27年度実績

ク 情報提供サービス等利用件数

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	備考
館内インターネット 端末利用数	293	462	448	578	522	446	404	346	349	194	333	401	4,776	1日約15件 <除数310>
大分合同新聞記 事検索アクセス件 数	496	517	686	928	695	518	633	555	504	656	557	513	7,258	1日約20件 <除数365>
大分県図書館横 断検索アクセス件 数	52,109	55,687	69,141	65,149	52,466	53,728	48,731	60,662	46,130	48,125	51,464	51,518	654,910	1日約1794 件 <除数365>
ホームページ アクセス件数	26,991	25,610	24,773	26,179	29,883	25,361	25,790	24,104	23,007	25,898	23,718	28,869	310,183	1日 約850件 <除数365>

(2)資料整備状況

ア 資料収集の状況

(ア-1) 図書の受入状況

(単位:冊、円)

区分		一般	子ども室	調査相談	郷土資料	市町村協力	計
購入	冊数	10,964	2,866	475	591	1,499	16,395
	金額	22,864,849	4,448,000	5,505,917	1,473,431	2,216,780	36,508,977
寄贈	冊数	1,429	90	201	1,565	103	3,388
その他	冊数	45	102	5	100	12	264
計	冊数	12,438	3,058	681	2,256	1,614	20,047

(ア-2) 事業別図書の購入状況

(単位:冊、円)

事業名	項目		一般	子ども室	調査相談	郷土資料	市町村協力	計
県立図書館資料整備事業	一般	冊数	8,962	2,866	475	591		12,894
		金額	20,715,904	4,448,000	5,505,917	1,473,431		32,143,252
	子育て情報コーナー	冊数	234					234
		金額	288,161					288,161
	健康づくり情報コーナー	冊数	254					254
		金額	317,114					317,114
	仕事と暮らしの情報コーナー	冊数	359					359
		金額	647,305					647,305
	文庫本	冊数	1,155					1,155
		金額	896,365					896,365
	計	冊数	10,964	2,866	475	591		14,896
		金額	22,864,849	4,448,000	5,505,917	1,473,431		34,292,197
公立図書館整備総合推進事業		冊数					1,499	1,499
		金額					2,216,780	2,216,780
購入総合計		冊数	10,964	2,866	475	591	1,499	16,395
		金額	22,864,849	4,448,000	5,505,917	1,473,431	2,216,780	36,508,977

(イ) 図書の除籍状況

(単位:冊)

区分	一般	子ども室	調査相談	郷土資料	市町村協力	計
冊数	2,595	1,777	0	21	4,792	9,185

(ウ) 逐次刊行物・追録等の受入状況

(単位:種類、円)

区分		雑誌	新聞	追録	計
購入	種類	492	35	5	532
	金額	5,476,615	1,469,182	407,912	7,353,709
寄贈	種類	866	31	0	897
計	種類	1,358	66	5	1,429

(エ) 視聴覚資料の受入状況(全館)

(単位:枚、円)

区分		CD	ポジフィルム	LD	VT	CT	MF(マイクロフィルム)	MF(マイクロフィッシュ)	CD-ROM	16mm	レコード	FD	DVD	計
購入	枚数	0	0	0	0	0	48	0	1	0	0	0	0	49
	金額	0	0	0	0	0	777,600	0	3,499	0	0	0	0	781,099
寄贈等	枚数	11	0	0	9	0	0	0	14	0	0	0	10	44
計	枚数	11	0	0	9	0	48	0	15	0	0	0	10	93

イ 蔵書冊数(新聞、逐次刊行物、AV資料を除く)

平成29年3月31日現在

区分	0 総 記	1 哲 学	2 歴 史	3 社 会 科 学	4 自 然 科 学	5 工 業	6 産 業	7 芸 術	8 語 学	9 文 学	そ の 他		計	
											絵 本 文 庫	漢 籍 教 科 書 他 言 語 資 料		
一般	33,731	34,014	76,414	172,408	56,772	64,408	37,824	67,410	14,307	141,724	513 55,155 1,693 1,167 447	58,975	757,987	
子ども室	4,596	1,139	6,435	8,466	13,598	4,120	2,403	7,843	1,688	49,798	54,647 2,901	57,548	157,634	
郷土資料	8,788	2,948	26,065	36,691	5,896	6,494	12,461	8,937	655	14,662	豊後キリタン 貴重書	1,048 31	1,079	124,676
市町村協力	717	2,202	2,847	4,475	2,861	4,699	1,505	4,147	618	36,237	児童書	66,005	66,005	126,313
計	47,832	40,303	111,761	222,040	79,127	79,721	54,193	88,337	17,268	242,421	183,607		1,166,610	

ウ AV資料
AV資料所蔵数(全館)

平成29年3月31日現在

区分	CD	ボジ フィルム	LD	VT	CT	MF (マイクロ フィルム)	MF (マイクロ フィッシュ)	CD- ROM	16mm	レコード	FD	DVD	計
一般	1,436	0	247	91	0	915	0	0	0	0	0	14	2,703
郷土資料	100	2	0	843	44	78	248	230	11	2	2	160	1,720
計	1,536	2	247	934	44	993	248	230	11	2	2	174	4,423

エ データベース

平成29年3月31日現在

種類	データベース名	内容
商用データベース	聞蔵Ⅱビジュアル	1879年(明治12～)以降の朝日新聞の記事、人物情報、歴史写真、週刊朝日・AERA等の掲載記事の検索及び閲覧・複写
	日経テレコン21	1975年(昭和50～)4月以降の日本経済新聞を含む日経4紙の掲載記事、企業情報の検索及び閲覧・複写
	PAPYRUS(パピルス)	1989年(平成元～)1月以降の西日本新聞の掲載記事の検索及び閲覧・複写
	magazineplus	1945年(昭和20～)以降国内で発行された学術雑誌、大学紀要等を中心に、一般雑誌、業界雑誌、記念論文集や学会年報・研究報告等に掲載された論文記事の見出し検索及び閲覧・複写
	医中誌Web	国内で発行された医学・薬学・歯学・看護学・獣医学関係の雑誌に掲載されている論文のタイトル、著者等の検索及び閲覧・複写
	CiNii(サイニイ)	国内で発行された学術論文の検索、本文の閲覧(一部)・複写
	官報情報検索サービス	1947年(昭和22～)以降発行された官報の全文検索及び閲覧・複写
	whoplus	人物情報の検索及び閲覧・複写
国立国会図書館 デジタル化資料	Lexis AS ONE	1895年(明治28～)以降の各裁判所の判例と法令等の検索及び閲覧・複写
	デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館デジタル化資料の内、絶版等で入手困難な資料(図書・雑誌・博士論文)の検索及び閲覧・複写
新聞デジタル化資料	歴音(歴史的音源)	歴史的音盤アーカイブ推進協会がデジタル化した1900年初頭～1950年頃までに国内で製造されたSP盤等に収録された音源(落語、長唄、楽曲、歌劇、浄瑠璃、歌謡曲、講演、浪速節、ジャズ等)の鑑賞
	新聞画像データベース	1965年(～昭和40)以前発行され大分県立図書館が所蔵する大分県内発行の地方新聞(大分新聞、豊州新報、大分合同新聞等のマイクロフィルムをデジタル化した記事)の閲覧・複写

(2) 県民・地域の課題解決の支援と多様な学習機会の提供

事業名	実施時期等	事業内容等
課題解決コーナーの運営	通年 「子育て情報」 「健康づくり情報」 「仕事と暮らしの情報」	個人や地域の課題解決を支援するため、課題解決コーナーの充実を図った。 ・設置場所・・・一般資料室 ・主な資料・・・関係新刊図書・行政資料、雑誌、パンフレット等
中小企業支援コーナーの設置	平成29年2月2日設置	県産業科学技術センターと連携し、中小企業関係者にとって役立つ推薦図書や研究成果等を展示するコーナーを設置した。
県民の課題解決を支援 (相談会、講座等)	《ビジネス支援》 ◆起業支援 【経営無料相談会】 毎月第2日曜日	・大分県中小企業診断士協会、日本政策金融公庫と連携して個別相談会を実施した。 12回開催(4~3月) 【利用者】19名
	【大分県よろず支援拠点土曜日出張セミナー・個別相談会】 毎月第1・2・3土曜日	・大分県よろず支援拠点と連携して、セミナー、個別相談会を実施した。 セミナー：25回開催(4~3月) 【参加者】182名 相談会：28回開催(4~3月) 【利用者】58名
	【国際ビジネス支援セミナー】	・ジェトロ大分貿易情報センターと連携して実施した。 12/8(木) 【参加者】54名
	◆就職支援 【就職活動支援セミナー】	・ジョブカフェおおいと連携して実施した。 6回開催(6月・7月・8月・11月・2月(2回)) 【参加者】55名
	【職業生活設計セミナー】	・大分県総合雇用推進協会と連携して実施した。 3/15(水) 【参加者】22名
	【ハローワーク求人票の提供】	・仕事とくらしの情報コーナーに設置した(毎週更新)。
	◆医療・健康関係 【健康無料相談会】	・大分県看護協会と連携して実施した。 5/22(日) 【利用者】124名 11/13(日) 【利用者】93名
	【がん個別相談会】	・大分県がん診療連携協議会情報提供・相談支援専門部会と連携して実施した。 5/22(日) 【利用者】30名 11/13(日) 【利用者】16名
	【緩和ケア講演会】	・大分大学医学部附属病院がん相談支援センター・緩和ケアセンターと連携して実施した。 8/20(土) 【参加者】37名

事業名	実施時期等	事業内容等
	【連携ワークショップ】	<ul style="list-style-type: none"> 九州地区図書館&がん相談支援センター連携ワークショップ 国立がん研究センターと連携して実施した。 11/28(月)【参加者92名】
	◆法律関係 【法律セミナー】 【法律無料相談会】 【無料相談会】	<ul style="list-style-type: none"> 法テラスと連携して実施した。 10/1(土)【参加者】7名 1/14(土)【参加者】20名 法テラスと連携して実施した。 10/1(土)【利用者】11名 大分公証人合同役場と連携して実施した。 10/26(水)、12/4(日)、2/5(日)、3/5(日) 【利用者】12名
	《その他》 【子どもの科学実験室】 【宇宙教室（JAXAコズミックカレッジ）】 【美術館ミニ講座】 【芸術鑑賞セミナー】 【パネル展示等】 【団体発行の広報紙等への情報提供】	<ul style="list-style-type: none"> 大分県薬剤師会検査センターと連携して実施した。 8/7(日)【参加者】25名 JAXAと連携して実施 8/11(木)【参加者】71名 8/21(日)オーラボ連携【参加者】72名 11/6(日)【参加者】52名 大分県立美術館と連携して実施した。 11/27(日)2回開催【参加者】59名 大分県芸術文化スポーツ振興財団と連携して実施した。 2/19(日)【参加者】32名 県の各機関等と連携し、図書館内に展示した。 緑のカーテン写真パネル展（うつくし作戦推進課） 大分県産業科学技術センターパネル・作品展 （大分県産業科学技術センター） 大分県立美術館パネル展（大分県立美術館） 青年海外協力隊写真展・おすすめの一冊（JICA九州） 大分トリニータ写真展・おすすめの一冊 （大分トリニータ） シニア求職者パネル展 （大分県シニア雇用推進協議会） 「創造おおいた」毎月 大分県産業創造機構発行、県立図書館のビジネス書新刊を毎月紹介した。

(3) 子どもの読書活動の推進

事業名	実施時期等	事業内容等
おはなし会	<p>子どもに本や図書館に親しみを持たせることを目的に、ストーリーテリング、読み聞かせ、紙芝居等によるおはなし会を実施した。</p>	<p>【水曜日】 ○おはなし会2・3・4 (2～4歳児) ○おみやげわらべうた (2～4歳児とその保護者) 第1水曜日 11:00～11:20, 11:20～11:30 ボランティア (個人)、当館職員 ○あかちゃんのためのおはなし会 (0～2歳児) 第3水曜日 (4・3月を除く) 1～2歳児 10:30～11:00 0歳児 11:15～11:45 ボランティア</p> <p>【土曜日】 ○おはなし会(第3を除く) 11:00～12:00 おおいた子どもの本研究会 本とあそぼう会 おおいた語りべの会 当館職員 ○小学生のためのおはなし会 (第3) 14:00～15:00 ストーリーテリングの会</p> <p>【季節のおはなし会】 年3回実施 ○プーさんのおはなし会 (当館講座修了生) ①11:00～12:00 ②14:00～15:00 ・そよかぜ 5/8 (35名) ・クリスマス 12/11 (35名) ・ひなまつり 2/26 (28名)</p> <p>【科学あそびの会 (小学生～中学生)】 ○児童文学と科学読み物の会 ・マジックキューブ 7/28 (29名) ・牛乳パックカメラ 8/2 (30名)</p> <p>【職員によるおはなし会】 ○每日一話読み聞かせ会 春の読書週間 4/25～5/12 (81名) ○夏のゆうぐれおはなし会 8/9 (18名) ○秋のおはなし会 11/3 (15名)</p> <p>○大人のためのおはなし会 (75名)</p> <p>【参加者】 全 80 回 延べ 1,860 名</p>

事業名	実施時期等	事業内容等
読み聞かせひろば	乳幼児が絵本を楽しむことができるよう、ボランティアによる読み聞かせを行った。	【毎週日曜日】10:30～11:30 読み聞かせボランティア 2～3名 子ども室マットコーナー 全45回 参加者 300名
読書週間行事	春と秋の2回	全国的に実施される読書週間に呼応して多様な行事を開催した。
	【春 こどもの読書週間】 (4月23日～5月12日)	・そよかぜげんき広場を4月23日～5月12日に開催予定であったが、地震のため4月23日から4月28日までの行事は中止となった。 イベント29日のみ参加者 87名
	【秋の読書週間行事】 (10月27日～11月9日)	・読書週間の関連イベントを開催 参加者延べ396名
映画上映会	祝日・夏休み・読書週間中の日曜日	「アニメ映画上映会」 ・幼児及び小学生を対象に、ストーリー及び映像などが良質のアニメ映画を年間23回上映する。 2月末現在569名
	秋の読書週間中	「その他の映画上映会」 ・秋の読書週間に映画やドキュメンタリー等の映像資料を上映した。 10/29 6名 11/5 24名
子ども読書活動支援事業	全県的な子ども読書活動推進のため、子ども読書に関する講師の紹介や情報発信等を行い、家庭や学校等における読み聞かせ活動を支援した。	「子ども読書支援センター」の運営 ○子ども読書推進員（講師）の紹介 紹介数 13団体 参加者 331名 ○子ども読書関連情報の収集・整理・情報発信 ○家庭での読書活動に資する情報の提供 新聞・広報誌等への情報提供 …絵本・子ども室関連行事紹介 「合同新聞」（毎月） 「クルール」（隔月） 「ワイヤーママ」（毎月） 「こどもしつだより・子ども読書支援センターだより」 他、ホームページ・フェイスブック等で随時

事業名	実施時期等	事業内容等
児童図書の整備	<p>子どもの読書環境の充実を図るため、新刊児童図書や読み聞かせ用児童図書の整備を図った。</p> <p>また、子どもの読書活動を推進するために必要な資料を整備した。</p>	<p>○「子どもみらい文庫」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新刊図書の展示貸出 <p>○「読み聞かせ文庫」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階別のおすすめ絵本や大型絵本等 ・子どもの読書活動を推進するための資料 ・集団への読み聞かせ用として特別貸出
子どもと本をつなぐ人のための事業	<p>子どもの読書活動推進のため、県内の図書館職員、教育関係者、ボランティア等を対象に研修会を実施した。</p> <p>また、乳幼児の読書に対する理解を深めるための講座や講演会を行った。</p>	<p>○子どもと本をつなぐ人のための研修会 ～10代と向き合う～</p> <p>【講師】清水真砂子氏 【日時】全5回（8/26, 8/27, 12/3（2回）, 12/4） 【参加者】延べ155名</p> <p>○子どもを知ろう！子育て講演会</p> <p>＜前期＞①わらべうた体験講座 ②乳幼児と本との出会い講座</p> <p>【講師】①藤原浩子氏 ②高橋伸子氏 【日時】6/28 【参加者】①19名（親子14組）②17名（親子12組）</p> <p>＜後期＞「大人になれない子どもたち ～メディアの光と影～」</p> <p>【講師】田澤雄作氏 【日時】10/29 【参加者】68名（託児あり：7名）</p>

(4) 市町村立図書館・学校図書館・読書ボランティア団体等との連携・協力・支援

事業名	対象	事業内容等
団体貸出文庫	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館 ・市町村公民館 ・読書団体 ・学校等 	<p>資料の貸出及び読書活動に関する助言等を行うことにより、県民の主体的な読書活動を支援し、地域読書活動の活性化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊数・・・1,000冊まで ・期間・・・3ヵ月以内 <p>○利用団体・・・延べ439団体 ○利用冊数・・・74,775冊</p>
協力貸出 大分県図書館情報ネットワーク (OLIB) を活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館・室 ・公立及び私立の小・中学校、高等学校、短大・大学 ・その他(矯正施設等) 	<p>県内どこからでも県立図書館の資料を利用できるよう、市町村立図書館・図書室を通じ、宅配による資料の貸出を行い、市町村の図書館活動を支援した。 また、県内各学校等が必要とする資料の援助を行い各学校等との連携を図った。 ※OLIB・・・大分県立図書館の蔵書検索及び予約システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊数・・・利用者の希望する冊数 ・期間・・・1ヶ月以内 <p>○OLIB登録団体・・・308団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館・公民館図書室：42館（室） ・県立学校：58校 ・大学：1校 ・小学校：146校 ・中学校：59校 ・その他：2団体 <p>○協力貸出利用団体・・・118団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館・公民館図書室：30館（室） ・県立学校：35校 ・大学：1校 ・小学校：38校 ・中学校：13校 ・その他：1団体 <p>○利用冊数・・・21,622冊 うち学校（小中学校、県立学校、大学）・・・9,994冊</p>
大分県図書館横断検索システム(総合目録)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館 ・玖珠町わらべの館 	<p>市町村立図書館の資料を検索できるシステムを構築することにより、相互貸借を推進し、資料の有効活用を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加館17館（県立図書館を含む）

事業名	対象	事業内容等														
司書等派遣・巡回相談業務	・市町村立図書館・室	<p>司書等の派遣（来館型実習を含む）及び巡回相談を行い、図書館や図書室の利用促進及び相互協力体制を確立を図った。</p> <p>（各市町村立図書館等からの申請に基づき実施）</p> <p>【派遣研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/24 津久見市(児童サービス・選書) 9名参加 ・7/9 臼杵市(児童サービス) 29名参加 ・8/25 日田市(レファレンス・選書(児童)) 29名参加 ・11/16 津久見市(レファレンス・修理保存)9名参加 ・1/28 日出町(児童サービス(読み聞かせ))32名参加 <p>【実習研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/15 佐伯市(赤ちゃんのためのおはなし会(体験型実習)) 1名参加 ・3/2 佐伯市(レファレンス実習) 2名参加 ・3/18 佐伯市(小学生のためのおはなし会(体験型実習)) 1名参加 <p>【巡回訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17市町へ訪問実施 <p>※姫島村については未実施</p>														
公立図書館等職員研修会	・市町村立図書館・室 ・玖珠町わらべの館	<p>県内の公立図書館・公民館図書室におけるサービスの向上を図るため、研修会を行った。うち一部は、一般県民も対象とした。</p> <p>○全7回開催</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 5/16 初任者研修</td> <td style="text-align: right;">参加者 34名</td> </tr> <tr> <td>② 7/ 4 テーマ別研修 県内新館視察</td> <td style="text-align: right;">参加者 57名</td> </tr> <tr> <td>③10/30 読書推進兼文化講演会</td> <td style="text-align: right;">参加者169名</td> </tr> <tr> <td>④11/21 先進図書館視察</td> <td style="text-align: right;">参加者 57名</td> </tr> <tr> <td>⑤12/12 館長研修</td> <td style="text-align: right;">参加者 22名</td> </tr> <tr> <td>⑥12/19 課題解決研修</td> <td style="text-align: right;">参加者 53名</td> </tr> <tr> <td>⑦ 3/ 6 レファレンス研修・郷土資料部門情報交換会</td> <td style="text-align: right;">参加者 46名</td> </tr> </table>	① 5/16 初任者研修	参加者 34名	② 7/ 4 テーマ別研修 県内新館視察	参加者 57名	③10/30 読書推進兼文化講演会	参加者169名	④11/21 先進図書館視察	参加者 57名	⑤12/12 館長研修	参加者 22名	⑥12/19 課題解決研修	参加者 53名	⑦ 3/ 6 レファレンス研修・郷土資料部門情報交換会	参加者 46名
① 5/16 初任者研修	参加者 34名															
② 7/ 4 テーマ別研修 県内新館視察	参加者 57名															
③10/30 読書推進兼文化講演会	参加者169名															
④11/21 先進図書館視察	参加者 57名															
⑤12/12 館長研修	参加者 22名															
⑥12/19 課題解決研修	参加者 53名															
⑦ 3/ 6 レファレンス研修・郷土資料部門情報交換会	参加者 46名															
第3回大分県図書館大会	・市町村立図書館・室 ・玖珠町わらべの館 ・学校図書館	<p>県内の公共図書館と学校図書館相互の連携強化と職員のスキルアップにより、図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るとともに、地域・学校に貢献する図書館づくりに取り組むことを目的とした大会。</p> <p>◇9/5(月) ※午後は「図書館総合展地域フォーラム」 ※台風のため中止、午後のみ参加174名</p>														

事業名	対象	事業内容等
児童サービス専門講座	・市町村立図書館・室	<p>県内公立図書館等の児童サービスの質の向上を目的に、必要な知識と実践的なスキルを学ぶ。(年2回)</p> <p>(政策経費：読書だいすき大分っ子育成事業)</p> <p>①6/20(月)「調べ学習」なぜする。なぜ支援する。どう支援する」講師：小畑信夫氏 37名</p> <p>②1/16(月)「小学生の発達・成長に応じた読書支援に取り組もう」講師：川上博幸氏 39名</p>
職場体験学習、インターンシップ、図書館見学の受入	<p>【職場体験学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生 <p>【インターンシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等 <p>【図書館見学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校の社会見学、保護者や教員等の研修、建築関係の学生、建築士等 	<p>図書館機能等を紹介し、図書館サービスの広報・普及を図るとともに、学校が行う体験学習を支援する。</p> <p>職場体験…… 中学校7校33名 インターンシップ…… 大学 8名 高 校2校11名 特別支援学校2校 2名 (校数はのべ)</p> <p>図書館見学……9団体 531名</p>
スクールサービスデー	県内の小(第3学年～)中学校、高等学校の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館が所蔵する多様な図書等の資料を使い調べ学習を体験させることにより、課題解決の有効な方法を理解させ、情報活用能力の向上を図る。 ・学校図書館活用教育の推進につなげるとともに、市町村立図書館の取組を促進する。 <p>・期日…原則月曜休館日(第1・3・5月曜日)</p> <p>・場所…県立図書館(研修室、一般資料室等)</p> <p>・内容…図書館ガイダンス、調べ学習等</p> <p>【利用実績】</p> <p>計5校 406名参加(引率者含む)</p> <p>小学校2校・中学校2校・高等学校1校</p>
不登校対策「ポランの広場」図書館活動	・県教育センター「ポランの広場」生徒	<p>県立図書館がもつ機能・環境の特性を活用し、不登校の児童生徒の早期の学校復帰を支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：月1～2回(年間10回) ・実施内容：図書館利用案内、図書館見学、読み聞かせ個別読書、調べ学習、職場体験等 <p>9回実施22名</p>

事業名	対象	事業内容等
不登校児童・生徒 図書館等活用推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育支援センター ・市町村立図書館 ・フリースクール 	<p>市町村教育支援センターが市町村立図書館と連携し、不登校児童・生徒を対象に図書館の機能・環境の特性を活かした調べ学習、職場体験、読み聞かせ等の活動を実施することにより、不登校児童・生徒の早期の学校復帰を図る取組を県が支援する。</p> <p>フリースクールに対しても同様の支援を県立図書館が実施する。</p> <p>〈支援内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村説明会、訪問支援、連携推進会議、報告会等を行う。 ・「図書館活用ハンドブック」の作成、配布 <p>【支援実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7市町(豊後高田市、別府市、国東市、津久見市、佐伯市、竹田市、日田市)より申請。 うち、不登校児童・生徒が0名であった豊後高田市、津久見市を除く5市町において支援を実施。 ・フリースクール「ハートフルウェーブ」が県立図書館にて4回活動。
矯正施設等への読 書活動支援	矯正施設等	<p>矯正施設等の機関と連携し、施設の読書環境や書籍等の充実・整備、読書活動推進のための支援を行う取組。</p> <p>現在図書貸出や除籍資料の譲渡が利用されているが、矯正施設、児童福祉施設等4施設を訪問し、図書館利用の拡大に向けて支援内容を協議した。</p>
読み聞かせグルー プの調査	年1回 (調査期間6月～7月)	<p>子ども読書に関する活動を支援するために、読書グループ等の調査を行い、情報提供を行った。</p> <p>対 象・・・公立図書館、小・中学校、特別支援学校</p>

(5) 利用者に応じたサービスの提供

事業名	事業内容等	
宅配サービス事業	<p>生活環境等により来館が困難な県民を対象とし、宅配等を活用し図書を貸し出すことにより、読書環境の整備・充実を図るとともに、県民の読書活動を推進した。</p> <p>【高齢者向け宅配サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け図書セット(大活字本)を整備し、高齢者を中心に宅配にてセット貸出する。 H28年度利用件数・・・1件6冊 <p>【児童書・育児書宅配サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館困難な子育て世代を対象に、児童書及び育児書のセットを宅配にて貸出する。 H28年度利用件数・・・12件 220冊 <p>【障がい者向け宅配サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体等に障がいがある県民に対し、貸出可能な館内の全図書を対象に宅配にて貸出する。 H28年度利用件数・・・157件 273冊 	
県立病院入院児童生徒読書支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館推薦の優良図書を県立病院に定期的に貸出し、入院中の児童・生徒の読書活動を支援した。 	
マルチメディアデイジー図書の提供	<p>【対象】</p> <p>制限なし：一般利用者 制限あり：利用登録者</p>	<p>障がい者サービスの1つとして、障がいをもつ方のための録音図書であるマルチメディアデイジー図書の提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排架場所：一般資料室及び市町村書庫 ・開始時期：6月 ・H28年度利用件数 一般：貸出 1件 (制限なし) 利用登録者 1名 館内利用 21件 制限あり出納数 2件 市町村：利用なし
バリアフリー資料の収集	<p>【対象】</p> <p>障がい者、高齢者等</p>	<p>障がい者サービスの1つとして、障がい者、高齢者等のためのバリアフリー資料(大活字本、CDブック、マルチメディアデイジー図書、点字つき絵本等)の収集を行った。</p> <p>収集冊数 296冊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 : 大活字本 105冊、CDブック 29冊 ・子ども室 : 大活字本 45冊、点字つき絵本 23冊 しかけ絵本 14冊、布絵本 2冊 ・市町村協力：大活字本(成人用) 66冊 大活字本(児童用) 10冊 点字つき絵本 2冊

7 企画展示

<一般資料室>

回	テーマ	期 間
1	大分から世界へ羽ばたく青年海外協力隊関係展示	H28 4月10日～5月9日
2	おでかけ日和	5月6日～6月5日
3	植物と暮らす	5月17日～6月12日
4	英文学への招待	6月7日～7月3日
5	もっと知りたい!「漬物・保存食の本」	6月17日～7月15日
6	ヨーロッパを知ろう	7月5日～8月7日
7	祭りを楽しむ夏	7月15日～8月21日
8	山に触れる	8月8日～9月4日
9	めくるめく神秘の世界	8月24日～9月18日
10	動物愛護週間『共に生きる』	9月6日～10月2日
11	世界に誇る 日本の伝統芸能	9月19日～10月16日
12	本から広がるグローバル2016秋～青年海外協力隊おすすめの本～	10月1日～10月21日
13	読書週間「いざ、読書。」～文学賞受賞作品特集～	10月18日～11月19日
14	古典の扉を開く～11月1日は古典の日～	10月21日～11月27日
15	外国人がみた「ニッポン」	11月22日～12月18日
16	ゆく年くる年 ～Are you ready?～	11月28日～12月27日
17	はばたく新年～2017年 とり年～	12月20日～1月22日
18	新春 ひかりの本	H29 1月5日～2月5日
19	民話の世界 世界の民話	2月2日～3月5日
20	不思議な動物	2月7日～3月12日
21	本から味わう和のお菓子	3月7日～4月16日
22	めくって楽しい、読んでおもしろい、事典の世界!	3月13日～4月23日

<一般資料室>ミニ展示

回	テーマ	期 間
1	大分から世界へ羽ばたく青年海外協力隊関係展示	H28 4月10日～5月9日
2	始めよう!健康生活 ～「1日まちの保健室」関連図書～	5月12日～6月12日
3	地方創生関係の本	6月9日～6月21日
4	水と環境～子どもの科学実験室「水のふしぎ」関連図書～	8月4日～8月10日
5	オリンピックを堪能する	8月10日～8月21日
6	がんの痛みをがまんしない!緩和ケア～「緩和ケア講演会」関連図書	8月16日～8月24日
7	知っておきたい消費者トラブル～「法律セミナー」関連図書～	9月26日～10月7日
8	始めよう!健康生活 ～「1日まちの保健室」関連図書～	10月13日～11月16日
9	ビブリオバトル 出場者紹介図書	10月23日～11月1日
10	米大統領選挙結果と新政権の経済・通商政策、今後の日米関係	11月13日～12月11日
11	知っておきたい相続のこと「法律セミナー」関連図書	12月15日～1月18日
12	オペラを楽しもう!～芸術鑑賞セミナー関連図書～	H29 1月17日～2月24日
13	定年後の生活設計～職業生活設計セミナー関連図書～	2月16日～3月16日

<一般資料室>追悼展示

回	テーマ	期 間
1	追悼 永 六輔さん	H28 7月13日～8月12日
2	追悼 前大分県知事 平松守彦氏	8月27日～9月16日

<先哲史料館展示室>

回	テーマ	期 間
1	大分県立図書館企画展 「おおいだの文学～受賞作を中心に～」	H28 11月19日～1月22日

<子ども室>メイン展示

回	テーマ	期間
1	みどり すくすく	H28 5月1日～5月31日
2	しぜんにやさしく～みんなで考えよう環境のこと～	6月1日～6月30日
3	夏がきた！	7月1日～7月31日
4	知ろう！楽しもう！宇宙の世界	8月2日～8月31日
5	のぞいてみよう不思議な世界～ファンタジーを読もう～	9月1日～9月30日
6	あなたの秋はどんな秋？	10月1日～10月31日
7	やってみたい！あんなお仕事、こんなお仕事	11月1日～11月24日
8	オランダって、どんな国？	11月25日～12月27日
9	鳥の本	H29 1月5日～1月22日
10	さむい日だったのしい！	2月2日～2月28日
11	あつまれ！いきものたち	3月1日～3月31日

<子ども室>ミニ展示

回	テーマ	期間
1	こどものとも60周年	H28 4月1日～5月31日
2	おとうさんおかあさんだ～いすき	4月1日～6月30日
3	夏休みの宿題、応援します！！	7月1日～8月31日
4	読書感想文全国コンクール課題図書	7月1日～8月31日
5	清水眞砂子先生の本	8月20日～8月31日
6	子ども司書紹介本	12月9日～H29 1月22日
7	きむらゆういちさんの本	H29 1月5日～1月22日

<子ども室>ティーンズミニ展示

回	テーマ	期間
1	和風ファンタジーをよむ	H28 5月1日～6月30日
2	夏に読みたい！青春小説	7月1日～8月31日
3	秋の夜長にミステリー	9月1日～10月31日
4	恋する本	11月1日～12月27日
5	映画・アニメ・ドラマになった本	H29 1月5日～2月28日
6	友達のはなし	3月1日～4月30日

<子ども室>常設展示

回	テーマ	期間
1	戦争と平和	H21 7月1日～
2	さがし絵絵本	H22 4月1日～
3	むかしばなし	H23 2月1日～
4	地震・津波・原子力・放射能～3.11から考える～	H24 3月1日～

<子ども室>追悼展示

回	テーマ	期間
1	追悼 末吉暁子さん	H28 6月1日～6月26日
2	追悼 佐藤さとるさん、ディック・ブルーナさん、まついのりこさん	H29 2月21日～3月14日

<子育て情報コーナー>ミニ展示

回	テーマ	期間
1	親子でそとをたんけん	H28 4月1日～6月30日
2	親子で楽しむ夏休み	7月1日～8月31日
3	子どもの健康	9月1日～10月31日
4	ゆったり、冬支度	11月1日～12月27日
5	おやつをどうぞ。	H29 1月5日～2月28日
6	ハンドメイドに挑戦！	3月1日～4月30日

<郷土情報室>企画展示

回	テーマ	期 間
1	田能村竹田『船窓小戯帖』 『[豊後国岡城]西御稜郭総図』	H28 5月13日～7月22日
2	観光都市・別府	7月23日～10月20日
3	福田平八郎「漣」重要文化財指定記念展示	10月21日～12月27日
4	日田祇園(山・鉾・屋台行事)ユネスコ無形文化遺産登録 記念展示	H29 1月5日～2月26日
5	明治時代のベストセラー 福澤諭吉の本	2月27日～5月28日

<郷土情報室>常設展示

回	テーマ	期 間
1	豊後キリシタン関係資料 大分とキリスト教	H25 12月5日～

<仕事と暮らしの情報コーナー>企画展示

回	テーマ	期 間
1	災害を知って備える	H23 3月25日～

8 平成29年度基本方針及び重点目標

1 基本方針

大分県立図書館は、図書館法並びに本県教育の基本施策に基づき、県民の生涯にわたる多様で自発的、継続的な学習要求にこたえるキー・ステーションとして、大分県公文書館、大分県立先哲史料館と一体となって、「だれでも、いつでも、どこからでも」利用できる豊の国情報ライブラリーとしての機能を果たすとともに、県内公共図書館、公民館等との緊密な連携のもと県民の教養・文化の向上に寄与するため、活力ある全県的な図書館活動を推進する。

また、「専門性」と「広域性」をコンセプトに、行政や民間団体との連携のもと、県民の仕事や暮らし、地域社会の課題解決に役立つ「県立ならではの」、「県立らしい」新たな図書館サービスの構築・提供に努める。

2 重点目標

(1) 資料収集・保存・提供の推進と新たな図書館サービスの構築

- ・ バランスのとれた蔵書構成に考慮した幅広い資料の体系的・継続的な収集
- ・ 専門的・学術的資料等の収集・保存と郷土資料のデジタル化の推進
- ・ 新たな図書館サービスの構築に向けた調査研究活動の推進
- ・ 専門研修等による職員の資質向上

(2) 県民の読書活動の推進

- ・ 子ども読書支援センターの運営
- ・ あらゆる環境にある子どもの読書活動支援
- ・ 障がい者、高齢者等多様な利用者の読書活動の支援
- ・ 地域の読書活動を支える人材の育成

(3) 市町村立図書館、読書グループ等支援

- ・ 公共図書館等職員研修の充実
- ・ 図書館間相互貸借による資料の有効活用
- ・ 司書派遣・巡回相談の充実
- ・ 読み聞かせグループ等のネットワークづくりへの支援
- ・ 公共図書館等連絡協議会の取組の推進

(4) 学校教育支援

- ・ 学校図書館活用教育の推進・支援
- ・ 学校図書館支援コーナーの活用推進
- ・ 県内全学校への資料提供の充実（O L I Bの活用）
- ・ 不登校児童・生徒への支援
- ・ 学校図書館協議会・大学図書館協議会との連携強化

(5) 県民の調査研究・課題解決支援

- ・ レファレンスサービスの周知と充実
- ・ 行政や民間団体等との効果的な連携（相談会、セミナー、情報提供）
- ・ 公開講座の充実
- ・ ホームページや広報誌等による情報発信の充実

(6) 地域学習支援

- ・ 生涯学習・社会教育に関する県民意識等の調査研究の実施
- ・ 公民館等の社会教育関係職員を対象にした指導者研修の実施
- ・ 地域人材育成に向けた研修、講座等の実施
- ・ 市町村及び関係機関、団体等への指導・助言及び支援
- ・ 「まなびの広場おおいた」を活用した生涯学習情報の収集・提供及び相談

9 平成29年度事業計画

(1) 資料収集・保存・提供の推進と新たな図書館サービスの構築

事業名	実施時期・対象等	事業内容等
大分県立図書館利用者満足度調査	【時期】 9月頃 【対象】 図書館利用者	図書館サービスの改善・向上と図書館運営のための基礎資料とするため、図書館に来館された利用者の方を対象にアンケート調査を実施する。
教科書センターの設置	【対象】 図書館利用者	○教科書を常時展示するとともに、教科書の調査研究等に際し、必要に応じて施設や資料を提供する。 ○教科書の閲覧を通して、保護者や地域住民の教科書に対する理解を深める。 【教科書の常設展示】 ・展示教科書・・・小学校・中学校・高等学校の教科書 【教科書展示会】 ・平成29年6月16日～平成29年6月29日(14日間) ※展示期間終了後は常設展示

(2) 県民の読書活動の推進

事業名	実施時期・対象等	事業内容等
子ども読書活動支援	【時期】 通年 【対象】 子どもの読書活動に関心のある人、団体 読み聞かせボランティア団体 PTA 教職員 保育士 など	全県的な子ども読書活動推進のため、子どもの読書活動に関心のある人たちに、子ども読書に関する講師の派遣や情報発信等を行い、家庭や学校等における読み聞かせ活動を支援する。 「子ども読書支援センター」の運営 ・子ども読書推進員（講師）の派遣 ・子ども読書関連情報の収集・整理・情報発信 ・家庭での読書活動に資する情報の提供
子どもと本をつなぐための講演会	【時期】 年1回 【対象】 中高校生を中心とした一般	10代の子どもたちに読書へ興味関心を持ってもらうため、人気のある作家等の講演会を行い、読書活動の推進を図る。 講師・・・外部講師
おはなし会		子どもに本や図書館に親しみを持たせることを目的に、ストーリーテリング、読み聞かせ、紙芝居等によるおはなし会を実施する。

事業名	実施時期・対象等	事業内容等
	【時期】 土曜日 11:00～12:00 (第3土曜を除く) 【対象】 幼児、小学生	【おはなし会】 ・内容…読み聞かせやストーリーテリング、紙芝居等 (※以下、内容記載のない項目は同様)
	【時期】 第3土曜日 14:00～15:00 【対象】 小学生	【小学生のためのおはなし会】 ・内容…ストーリーテリング
	【時期】 第3又は第4水曜日 (4・3月を除く) ①10:30～11:00 ②11:15～11:45 【対象】 ①0歳児と保護者 ②1～2歳児と保護者	【あかちゃんのためのおはなし会】 ・内容…わらべうたや手遊び、赤ちゃん絵本の読み聞かせ等 ※プレパパ・プレママとして、これから親になる人の見学
	【時期】 第1水曜日 11:00～11:20 【対象】 2～4歳児	【おはなし会2・3・4】 ・内容…読み聞かせやわらべうた
	【時期】 年3回 【対象】 幼児、小学生	【季節のおはなし会】
	【時期】 未定 【対象】 小学生～中学生	【科学あそびの会】 ・内容…科学読み物の読み聞かせ、科学あそびの体験
	【時期】 春の読書週間 【対象】 幼児、小学生	【每日一話読み聞かせ会】 内容…推薦図書より1冊読み聞かせ
	【時期】 秋の読書週間 【対象】 幼児、小学生	【秋のおはなし会】
	【時期】 年4回 10:30～11:30 【対象】 成人	【大人のためのおはなし会】 ・内容…ストーリーテリング
読み聞かせひろば	【時期】 毎週日曜日 10:30～11:30 【対象】 乳幼児、幼児	子ども室マットコーナーで子どもが絵本を楽しむことができるよう、ボランティアによる読み聞かせを行う。
矯正施設等の子どもへの読書活動支援	【時期】 通年 【対象】 ・大分少年鑑別所 ・大分少年院 ・中津少年学院 等 ※子どもの読書活動の推進に関する法律の趣旨	矯正施設等の機関と連携、協議し、施設にいる子どもの読書による自己への気付き、成長を目的に、読書環境や書籍等の充実・整備、読書活動推進のため可能な分野から支援を行う。 【支援内容例】 図書貸出、図書譲渡、読み聞かせ、ブックトーク、図書室運営相談等

事業名	実施時期・対象等	事業内容等
県立病院入院児童生徒読書支援	【対象】 県立病院小児科病棟	県立図書館推薦の優良図書を県立病院に定期的に貸出し、入院中の児童・生徒の読書活動を支援する。
読書週間行事	【時期】 春と秋の2回	全国的に実施される読書週間に呼応して多様な行事を開催する。
	【春 こどもの読書週間】 (4月23日～5月12日)	そよかぜげんき広場を4月23日～5月12日に開催し 多数のイベントを行う。
	【秋 読書週間】 (10月27日～11月9日)	「読書週間」関連のイベントを行う。
映画上映会	【時期】 祝日・夏休み・読書週間 中の日曜日	「アニメ映画上映会」 幼児及び小学生を対象に、ストーリー及び映像などが良質のアニメ映画を上映する。
	【時期】 秋の読書週間中	「その他の映画上映会」 秋の読書週間に映画やドキュメンタリー等の映像資料を上映する。

(3) 市町村立図書館、読書グループ等支援

事業名	実施時期・対象等	事業内容等
第4回大分県図書館大会	【時期】平成29年8月21日(月) (午前) 【対象】 ・市町村立図書館(室) ・学校図書館 ・県立図書館	県内の公共図書館と学校図書館相互の連携書活動の推進を図るとともに、地域・学校強化と職員のスキルアップにより、図書館サービスの向上と読書に貢献する図書館づくりに取り組むことを目的とする。 【テーマ】(予定) 「障害者差別解消法に対応する学校図書館・公立図書館の在り方」
読書バリアフリー研究会 共催：(公財)伊藤忠記念財団	【時期】平成29年8月21日(月) (午後) 【対象】 ・県内外公共図書館関係者 ・県内外学校図書館関係者 等	読むための障害となるさまざまな原因と、それを解消するための有効な媒体、支援方法について学び、障害のある子どもたちへの読書支援ができる人材の養成を目指し(公財)伊藤忠記念財団が毎年全国数所で開催。県立図書館は、共催を予定している。 【テーマ】(予定) 「みんなに読む喜びと楽しさを伝えよう」

事業名	実施時期・対象等	事業内容等
読み聞かせグループの調査	【時期】年1回	<p>子どもの読書に関する活動を支援するために、読書グループ等の調査を行い、情報提供する。</p> <p>対象：公立図書館、国公立小・中学校、国公立特別支援学校</p>
団体貸出文庫	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館 ・市町村公民館 ・読書団体 ・学校 	<p>資料の貸出及び読書活動に関する助言等を行うことにより、県民の主体的な読書活動を支援し、地域読書活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊数・・・1,000冊まで ・期間・・・3ヵ月以内
協力貸出 大分県図書館情報ネットワーク(OLIB)を活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館 ・公立及び私立の小・中学校、高等学校、短大・大学 ・その他(矯正施設等) 	<p>県内どこからでも県立図書館の資料を利用できるよう、市町村立図書館・図書室を通じ、宅配による資料の貸出を行い、市町村の図書館活動を支援する。</p> <p>また、県内各学校等が必要とする資料の援助を行い各学校等との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊数・・・利用者の希望する冊数 ・期間・・・1ヵ月以内
大分県図書館横断検索システム(総合目録)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館 ・玖珠町わらべの館 	<p>市町村立図書館の資料を検索できるシステムを構築することにより、相互貸借を推進し、資料の有効活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加館17館(県立図書館を含む)
司書等派遣・巡回相談業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館 ・市町村公民館 	<p>司書等の派遣(来館型実習を含む)及び巡回相談を行い、図書館や図書室の利用促進及び相互協力体制を確立する。</p> <p>(各市町村立図書館等からの申請に基づき実施)</p>
公立図書館等職員研修会	<p>【時期】年6回</p> <p>【対象】 市町村立図書館、市町村公民館職員</p>	<p>県内の公立図書館・公民館図書室におけるサービスの向上を図るため、研修会を行う。うち一部は一般県民も対象とする。</p>
公立図書館等館長研修	<p>【時期】年1回</p> <p>【対象】 市町村立図書館長、市町村公民館長等</p>	<p>公立図書館長及び公立図書館等において管理的立場にある職員等に対して、業務遂行に役立つ研修を行う。</p>

(4) 学校教育支援

事業名	実施時期・対象	事業内容等
不登校対策「ポランの広場」 図書館活動	【時期】 月1～2回(年間10回予定) 【対象】 県教育センター「ポランの広場」の児童・生徒 フリースクール生徒	県立図書館がもつ機能・環境の特性を活用し、不登校の児童生徒の早期の学校復帰を支援する。 実施内容：図書館利用案内、図書館見学、読み聞かせ、個別読書、調べ学習、職場体験等
不登校児童・生徒図書館等 活用推進事業	【時期】 H28年度から3ヵ年 【対象】 年間6市町村を対象に実施 (3年計画で18市町村へ拡大) ※県教育センターと県立図書館との連携事業、市町村導入支援	市町村の教育支援センターと図書館が連携して行う不登校支援事業を、県教育センター及び県立図書館が支援する。 フリースクールに対しても同様の支援を県立図書館が実施する。 【内容】 ・市町村への訪問指導 ・図書館活用ハンドブックを活用(H28作成) ・フリースクールへの図書館活用拡大等
職場体験学習、インターンシップ、 図書館見学の受入	【職場体験学習】 中学生、高校生 【インターンシップ】 大学生等 【図書館見学】 ・幼稚園、小学校の社会見学、保護者や教員等の研修、建築関係の学生、建築士等	図書館機能等を紹介し、図書館サービスの広報・普及を図るとともに、学校が行う体験学習を支援する。
スクールサービスデー	県内の小学校(3年生～)中学校、高等学校の児童生徒	・県立図書館が所蔵する多様な図書等の資料を使い調べ学習を体験させることにより、課題解決の有効な方法を理解させ、情報活用能力の向上を図る。 ・学校図書館活用教育の推進につなげるとともに、市町村立図書館の取組を促進する。 ・期日・・・原則月曜休館日(第1・3・5月曜日) ・場所・・・県立図書館(研修室、一般資料室等) ・内容・・・図書館ガイダンス、調べ学習等

(5) 県民の調査研究・課題解決支援

事業名	実施時期・対象	事業内容等
行政・民間団体との連携事業	【時期】 通年 【対象】 一般県民	行政・民間団体と連携し、各種セミナーや相談会、企画展示等を行うことで、県民の課題解決支援と多様な学習機会の提供を行う。 ・「経営無料相談会」 連携先：大分県中小企業診断士協会 日本政策金融公庫 ・「よろず支援拠点出張セミナー・相談会」 連携先：大分県よろず支援拠点 ・「1日まちの保健室」年2回 連携先：大分県看護協会 大分県がん診療連携協議会 ・「無料相談会」年12回 連携先：大分公証人合同役場 ・「創造おおいた」毎月 発行：大分県産業創造機構 ・「豊の国雇用おおいた」年2回 発行：大分県総合雇用推進協会 等
中小企業支援コーナーの充実	【時期】 通年 【対象】 中小企業関係	県産業科学技術センターと連携して設置した、中小企業関係者にとって役立つ推薦図書や研究成果等を展示するコーナーをより充実させる。
県民の課題解決を支援 (相談会・公開講座等)	・【放送大学連携講座】 (4月～2月) 13:30～15:00 ・【文章作り講座】 (6月) ・【調べ学習講座】 (7月下旬) ・【古典の日推進講座】 (8月～2月) 13:30～15:00 ・【県立図書館・先哲史料館・咸宜園教育センター連携講座】 (10月～12月) ・【ストーリーテリング入門講座】 (9月～11月)	・県立図書館共催で年間6回実施。 ・県民を対象に実施予定(新規) ・小学生・学校司書を対象に実施予定 ・県民を対象に全4回 実施予定 ・咸宜園開塾200年にあわせ県民対象にシンポジウム「近世の私塾～咸宜園と松下村塾～」を実施予定 ・県民を対象に連続4回の講座を実施予定
課題解決コーナーの運営	全開館日 「子育て情報」 「健康づくり情報」 「仕事と暮らしの情報」	個人や地域の課題解決を支援するため、課題解決コーナーの充実を図る。 ・設置場所・・・一般資料室 ・主な資料・・・関係新刊図書・行政資料、雑誌、パンフレット等

事業名	実施時期・対象	事業内容等
ホームページの見直しによる広報の充実	【時期】 平成29年8月以降	現行のシステムによる図書館ホームページは業務委託による更新作業が必要なため、月2回程度の更新に限られている。 8月以降のシステム更新に伴い、職員による更新が可能となるため、随時、最新の情報に更新し、広報の充実を図る。

(6) 地域学習支援

事業名	実施時期・対象	事業内容等
社会教育推進力育成支援事業	【時期】 年間 【対象】 県内社会教育関係行政職員等	市町村職員等の資質向上や指導者の育成をめざし研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・新任社会教育行政職員研修 (2回) ・社会教育行政職員研修・社会教育主事等専門研修 (3回) ・情報発信力向上研修 (1回) ・県・市町村社会教育委員研修 (1回) ・公民館職員研修 (3回) ・「協育」ネットワーク研修 (4回)
大分県生涯学習情報提供システム整備事業	【時期】 年間	県民の学習ニーズに応えるため、インターネットを利用した学習情報提供を行うシステムの整備充実を図る。
地域教育力パワーアップ事業(協育ネットワーク支援)	【時期】 年間 (3日間6講座) 【対象】 中津・日田・竹田・佐伯育事務所管内の各「協育」ネットワークより原則1名で市町村教育委員会より推薦を受けたもの	「協育」ネットワークを活用した、放課後チャレンジ教室などの学校外でのさまざまな活動に参加する子どもの様子から、子どもたちの抱える困りや悩みに気づき、学校や専門機関に繋ぐことができる人材の掘り起こしと地域での持続的な人材の育成を目指す。
地域教育力パワーアップ事業(団体活動支援)	【時期】 年間 【対象】 県内6市町村 社会教育関係団体等	地域人材の育成を図り、地域の教育力を向上させるため、各市町村の抱える課題解決を図る「地域活動実践交流会」を実施する。 各市町村年3回程度、40名程度を対象に実施
生涯学習・社会教育に関する調査・研究	【時期】 年間	本県における生涯学習の推進体制の整備や社会教育の充実を図るとともに、今後の市町村教育委員会における施策の効果的な実施に資するための調査研究及び情報の収集を行う。 H29：生涯学習・社会教育に関する県民等意識調査

読書活動の推進

子ども室行事(おはなし会等)

- 【読み聞かせ広場】
○毎週日曜日 10:30~11:30
○内容:子ども室マツココーナーでボランティアによる読み聞かせ
【おはなし会】
①「おはなし会2・3・4」毎月第1水曜日 11:00~11:20
②「おはなし会」第3を除く土曜日 11:00~12:00
③「小学生のためのおはなし会」毎月第3土曜日 14:00~15:00
④「大人のためのおはなし会」10:00~概ね1時間
⑤「季節のおはなし会」幼児11:00~、幼児・小学生14:00~
⑥「秋のおはなし会」11/3(木)
⑦「赤ちゃんのためのおはなし会」前期・後期の2期開催(各5回)

読書週間行事

- 【春の読書週間行事】(4/23~5/12 地震のため4/23~25は中止) 201名
紙芝居のひろば(41名) 科学あそびのひろば(46名) アニメ上映会(114名)
【秋の読書週間行事】(10/27~11/9) (396名)

映画上映会

- 【アニメ映画上映会】幼児及び小学生を対象にアニメ映画を上映
○祝日及び夏休み・読書週間中の日曜日 23回(606名)
【名作映画上映会】成人を対象に上映 秋の読書週間等(2回30名)

宅配サービス

- 児童書・育児書宅配 〇障がい者向け希望図書宅配
○高齢者向け大活字本宅配 〇県立病院院内学級セット貸出

広報・情報提供等

- <新聞・広報誌等への情報提供>
○「創造おおいた」
○豊の国屋用おおいた
○子ども読書関係情報
・大分合同新聞・ワイヤーマ、クルール、教育だよりおおいた等で広報

子ども読書関係事業

- 【子ども読書活動支援事業】
○「子ども読書支援センター」の運営
○市町村や団体等への子ども読書推進員の紹介
【児童サービス専門講座】
○対象:市町村立図書館児童サービス担当 概要:年2回×3カ年
【子ども本をつなぐ人のための講座】
○「子ども本をつなぐ人のための研修会~10代にむかう」清水 真砂子 氏
○「子ども本をつなぐ人」イテラ講演会

学校への支援

職場体験・インターンシップ・見学

- 学校の体験学習を支援し、図書館サービスの広報・普及を図る。
○職場体験実習 (対象)中学生 7校33名
○インターンシップ(対象)高校生(特別支援学校含む)4校13名、大学生8名
○図書館見学 (対象)保育・幼稚園児~社会人 9団体531名

スクールサービスデイ

- 休日に、県内の児童生徒に開放して調べ学習を体験させ、学校・地域の図書館活用教育の推進につなげる。
○対象:小学校(第3~6学年)、中学校、高等学校の児童生徒(国公私立)
(学校、学年、学級単位)小学校2校・中学校2校・高等学校1校
(延べ406名(引率者含む))

不登校対策支援

- 県教育センターとの連携事業
県教育センター通称指導教室「ボランの広場」に通う児童・生徒を対象に、県立図書館の機能・環境を活用して、早期学校復帰を支援する。
○市町村支援事業:(新)不登校児童・生徒に図書館等活用推進事業
上記の取組を市町村にも拡大するため、市町村の教育支援センターが市町村立図書館を活用し、不登校児童・生徒の早期の学校復帰を図る取組を支援する。

大分県図書館大会

- 公共図書館と学校図書館相互の連携強化と職員のスキルアップにより、図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るとともに、地域・学校に貢献する図書館づくりに取り組むことを目的に開催する。
○9/5(月) 10:00~16:00 午前行事は台風のため中止 午後:174名
○概要:表彰、記念講演、午後、「図書館総合展」を同時開催
※県公共図書館等協議会・県立図書館、県学校図書館協議会の共催

県民・地域の課題解決の支援

公開講座

- 【調べ学習講座】7/27(水) 児童15名 学校司書9名(計24名)
調べ学習のテーマ設定と、調べの方法や内容について学ぶ。
【ストーリーテリング入門講座】9/23(金)、10/7(金)、11/4(金)、11/18(金)
ストーリーテリングの理論と技法・選書等を学ぶ。4回連続
延べ受講者数66名 全4回修了者数12名
【古典の日推進講座】
古典の日の制定をうけ、県民が古典に親しむ機会を提供する。

地域人材育成に向けた研修・講座

- 【(新)地域教育力パワーアップ事業】
高齢化や人口減少、貧困問題などの新たな社会問題が発生している中、地域の抱える課題解決に向けて、地域住民や各種団体のつながりを再構築し、地域の教育力を向上させるための人材育成や団体連携に関する学習機会を提供する。
①【協育】ネットワーク支援
○支援対象(H28):大分教育・別府教育事務所管内の9市町村(49名)
②【団体活動支援】
○支援対象(H28):中津市、日出町、由布市、豊後大野市、日田市、玖珠町

市町村立図書館への支援

市町村立図書館等職員研修会

- 県内の市町村立図書館等におけるサービス向上を図るための研修
○第1回「初任者研修会」5/16(月) (34名)
○第2回「日出市立図書館見学」「図書館員のための研修」7/4(月) (57名)
○第3回「書文化講演会」「冷泉八百年の『守る力』」10/30(日) (169名)
○第4回「県外視察研修」小郡市立図書館(福岡県) 11/21(月) (57名)
○第5回 館長研修「地域づくりと図書館」12/12(月) (22名)
○第6回「利用者とのコミュニケーション」12/19(月) (53名)
○第7回「レファレンス研修」「郷土情報資料部門情報交換会」3/6(月) (46名)

司書派遣・巡回相談業務

- 市町村立図書館支援のため、県立図書館司書等を派遣する。また、要請に応じて県立図書館において、実習研修を行う。
○司書派遣研修
各館の申請状況に応じて研修内容を決定し実施
図書館業務全般について(読み聞かせ、レファレンス、選書等)
6/24、7/9、8/25、11/16、1/28 5館において実施。
○実習研修
・県立図書館設定の実習プログラムから選択(県立図書館で受講)
レファレンス実習、郷土資料データ作成実習 他
2/15、3/2、3/18 全3回実施

OLIB(協力貸出システム)のサービス

- ◆市町村立図書館(中央館)を通じて、県民が県内のどこからでも県立図書館の資料を貸出・返却できるように、県費で宅配を実施
◆私立を含めた県内全学校(小・中・高・短大・大学)にまで拡大
(登録校数) 小学校146校 中学校59校
高等学校(特別支援学校含む)58校
その他3施設(県立病院、大分少年鑑別所、APU)

公開講座(放送大学共催)

- 第1回「ラグビーの魅力を探る」島田 義生 氏 4/16(土)
熊本・大分地震のため中止
第2回「地方創生時代を切り拓く大分県からの挑戦」
広瀬 勝貞 氏 6/18(土) 104名
第3回「地方自治、地方行政は、いま!」石川 公一 氏 8/27(土) 79名
第4回「歴史研究の方法について」豊田 寛三 氏 11/12(土) 60名
第5回「地方からグローバルに活躍する中小企業に学ぶ」
岡田 清 氏 12/10(土) 16名
第6回「日本の経済問題を経済学から読み解く」
五十嵐 副夫 氏 2/18(土) 43名

相談会・セミナー等(行政・民間団体との連携事業)

- 【文化・文学関係】
○シンポジウム「豊の国と古典・文語」~瀬川淡窓を中心として~
<連携先> NPO法人 文語の苑 11/20(日)
【ビジネス関係】
○経営無料相談会 12回 19名
<連携先>県中小企業診断士協会・日本政策金融公庫
<期日>毎月第2日曜日(8月のみ第1日曜日) 13:30~16:30
○大分県よろず支援拠点土曜日出張セミナー・個別相談会
<連携先>大分県よろず支援拠点
<期日>セミナー:毎月第1・2・3土曜日 10:00~12:00 25回 182名
相談会:毎月第1・2・3土曜日 13:00~16:00 28回 58名
○就職活動支援セミナー 6回 55名
<連携先>ジョブカフェおおいた
<期日>6/30(木)、7/21(木)、8/19(金)、11/1(火)、2/17(金)2回
○国際ビジネス支援セミナー
<連携先>ジェトロ大分 <期日>12/8(木) 54名
○ハローワーク大分求人票の提供 ※毎週更新
【医療・健康関係】
○健康無料相談会(「1日まちの保健室」)2回 217名
<連携先>大分県看護協会
<期日>5/22(日)、11/13(日)、「がん個別相談会」とセット開催
○がん個別相談会(「1日まちの保健室」)2回 46名
<連携先>大分県がん診療連携協議会 情報提供・相談支援専門部会
<期日>5/22(日)、11/13(日)、「健康無料相談会」とセット開催
○緩和ケア講演会 8/20(土) 37名
<連携先>大分大学医学部附属病院緩和ケアセンターが相談支援センター
○九州地区 図書館 & がん相談支援センター連携ワークショップ 11/28(月) 92名
【法律関係】
○法律セミナー <連携先>法テラス <期日>10/1(土)、1/14(土) 27名
○無料法律相談 <連携先>法テラス 10/1(土) 11名
○無料相談会 4回 12名
<連携先>大分公証人合同役場 <期日>10/28(木)、12/4(日)、2/5(日)、3/5(日)
【子ども科学関係】
○子どもの科学実験室「水のふしぎ」8/7(日) 25名
<連携先>大分県薬剤師会検査センター
○宇宙教室(JAXAコスミックカレッジ)
<連携先>JAXA 8/11(木)71名、8/21(日)オラポ連携72名 11/6(日)52名
【その他】
○大分県立美術館ミニ講座 11/27(日) 2回 59名
○芸術鑑賞セミナー 2/19(日) 32名
<連携先>大分県芸術文化スポーツ振興財団
○職業生活設計セミナー 3/15(水) 22名
<連携先>大分県総合雇用推進協会
【パネル展示】
○「緑のカーテン写真展」(うつくし作戦推進課) 6月
○「JICA/パネル展」(JICA) 4月・10月
○「大分県産業科学技術センター/パネル展」8月・2月
○「大分県立美術館/パネル展」通年・11月
○「大分トリニータ/パネル展」(大分トリニータ) 11月
○「シニア求職者/パネル展」(大分県シニア雇用推進協議会) 12月

大分県立図書館でこんなこともしています！ (平成29年度)

図書館の運営方針

●基本方針

- 「だれでも、いつでも、どこからでも」利用できる豊の国情報ライブラリーとしての機能を果たし、県内公共図書館、公民館等との連携のもと、活力ある図書館活動を推進
- 「広域性」、「専門性」をコンセプトに、県立図書館として、「県立ならではの」、「県立らしい」図書館サービスの構築、提供

●重点目標

- ①資料収集・保存・提供の推進と新たな図書館サービスの構築
- ②県民の読書活動の推進
- ③市町村立図書館・読書グループ等支援
- ④学校教育支援
- ⑤県民の調査研究・課題解決支援
- ⑥地域学習支援

県民の調査研究・課題解決支援

H29. 10月末現在

読書活動の推進

子ども室行事(おはなし会等)

- 【読み聞かせ広場】 〇毎週日曜日 10:30-11:30 (148名)
【おはなし会】 ①おはなし会2・3・4 毎月第1水 11:00-11:20(54名)
②おはなし会 第3を除く土 11:00-12:00(411名)
③小学生のためのおはなし会 第3土 14:00-15:00 (134名)
④大人のためのおはなし会 年4回 10:30-11:30 (62名)
⑤季節のおはなし会 年3回 11:00-12:00 4/30(26名)、12/10、2/25
⑥赤ちゃんのためのおはなし会 (296名) 前・後期開催(各5回) 0才、1~2才の2種開催 ※2回目を以降プレマ・プレバが参加設定
⑦夏のタぐれこわ〜いおはなし会 8/22 16:00-16:50(63名)
⑧秋のおはなし会 11/3 11:00-12:00

映画上映会

- 【アニメ映画上映会】 幼児及び小学生を対象にアニメ映画を上映
〇祝日及び夏休み・読書週間中の日曜日 12回(380名)
【名作映画上映会】 成人を対象に上映 秋の読書週間等
〇ライブラリーシアター 10/31(火) 27名 11/4(土)

宅配サービス

- 〇児童書・育児書セット宅配
- 〇障がい者向け希望図書宅配
- 〇高齢者向け大活字本宅配
- 〇県立病院院内学級セット貸出

子ども読書関係事業

- 【子ども読書活動支援事業】
〇「子ども読書支援センター」運営
〇市町村や団体等への子ども読書推進員の派遣 (派遣:13件 紹介:4件 相談:1件)
【子どもと本をつなぐための講演会】 年1回 (1/21予定)

読書週間行事

- 【春の読書週間行事】
毎日一話よみかき会
(4/23~5/12) 1,003名
紙芝居のひろば(36名) 科学あそびのひろば (37名) アニメ上映会(155名)
パネルシアター(121名) おはなし会、毎日一話よみかき会等
【秋の読書週間行事】 (10/27~11/9)

学校教育支援

職場体験・インターンシップ・見学

- 学校の体験学習を支援し、図書館サービスの広報・普及を図る。
〇職場体験実習 (対象) 中学生 6校29名
〇インターンシップ (対象) 高校生(特別支援学校含む)2校2名 大学生 5名
〇図書館見学 (対象) 保育・幼稚園児~社会人4団体132名

スクールサービスデイ

- 休館日に、県内の児童生徒に開放して調べ学習を体験させ、学校・地域の図書館活用教育の推進につなげる。
〇対象: 小学校(第3~6学年)、中学校、高等学校の児童生徒 ※国公立の別なく、学校・学年・学級単位で申し込み
〇H29年度...小2校・中3校・高1校(延べ526人(引率者含む))
H25~累計...小10校・中16校・高8校(延べ3,284人(引率者含む))

不登校対策支援

- 〇**県教育センターとの連携事業**
県教育センター適応指導教室「ボランの広場」に通う児童・生徒を対象に、県立図書館の機能、環境を活用して、早期学校復帰を支援する。
・年間10回実施予定 内容:読書、職業調べ、職場体験等

- 〇**市町村支援事業:不登校児童・生徒図書館等活用推進事業**
上記の取組を市町村にも拡大するため、市町村の教育支援センターが市町村立図書館を活用し、不登校児童・生徒の早期の学校復帰を図る取組を支援する。
・支援対象(H29):中津市、由布市、豊後大野市、臼杵市
・支援内容:取組の企画・実施における指導・助言

- 〇**フリースクールに対しても、同様の支援を県立図書館が実施する。**

大分県図書館大会

- 〇8/21(月) 9:30~11:30
・テーマ:『障害者差別解消法』に対応する図書館のあり方について
〇概要:表彰、記念講演(106名)、午後はバリアフリー研究会(150名)
※県公共図書館協議会・県立図書館、県学校図書館協議会の共催

OLIB(協力貸出システム)のサービス

- ◆市町村立図書館(中央館)を通じて、県民が県内のどこからでも県立図書館の資料を貸出・返却できるように、県費で宅配を実施
- ◆私立を含めた県内全学校(小・中・高・短大・大学)にまで拡大(登録校数) 小学校 170校 中学校 72校 高等学校(特別支援学校含む) 58校 その他 3施設(県立病院、大分少年鑑別所、APU)

相談会・セミナー等(行政・民間団体との連携事業)

- 【ビジネス関係】
〇経営無料相談会
〈連携先〉県中1企業診断士協会・日本政策金融公庫
〈期日〉4月~6月 第2日曜日 13:30~16:30
8月~11月 最終金曜日 17:30~19:30 <利用者>2名
〇大分県よろず支援拠点出張セミナー・個別相談会
〈連携先〉大分県よろず支援拠点
〈期日〉毎月第1・3土曜日(4月~3月)
セミナー 10:00~12:00
相談会 4月~9月 13:00~16:00、10月~3月 13:00~15:00
セミナー参加者49名 <相談会利用者>16名
【医療・健康関係】
〇健康無料相談会(1日まちの保健室)
〈連携先〉大分県看護協会
〈期日〉5/28(日)、10/29(日) 予定
〈利用者〉5/28(日) 186名、10/29(日) 58名
〇がん個別相談会(1日まちの保健室)
〈連携先〉大分県がん診療連携協議会 情報提供・相談支援専門部会
〈期日〉5/28(日)、10/29(日) 予定
〈利用者〉5/28(日) 57名、10/29(日) 26名
〇健康講座
〈連携先〉大分赤十字病院
〈期日〉6/7(水) 14:00~15:00
〈参加者〉11名
〇県病健康講座4(予定)
〈連携先〉大分県立病院
〈期日〉7/15(土) 14:00~16:00
〈利用者〉70名
〇緩和ケア講演会
〈連携先〉大分大学医学部附属病院 緩和ケアセンター・がん相談支援センター
〈期日〉10/14(土) 14:00~15:30
〈参加者〉32名
【法律関係】
〇無料相談会
〈連携先〉大分公証人会同役場
〈期日〉毎月第3日曜日
〈利用者〉12名
【子ども学習関係】
〇半宿教室(JAXAコスミックカレッジ)
〈連携先〉JAXA少年少女科学体験スペースO-labo
5/5(金)52名8/11(金)67名 8/27(日)43名
【その他】
〇芸術鑑賞セミナー
〈連携先〉大分県芸術文化スポーツ振興財団
〈期日〉10/8(日) 13:30~15:30
〈参加者〉30名
〇生涯現役応援セミナー
〈連携先〉大分県シニア雇用推進協議会
〈期日〉10/29(日) 13:30~16:30
〈参加者〉10名
【パネル展示等】
〇「緑のカーテン」写真展(うつくし作戦推進課) 4月
〇「赤十字病院」パネル展 5月
〇「大分県産業技術センター」パネル展 6月
〇「健康寿命日本一」 8月
〇「動物愛護」(食品・生活衛生課) 10月

市町村図書館等への支援

市町村立図書館等職員研修会

- 県内の市町村立図書館等におけるサービス向上を図るための研修
〇第1回「初任者研修会」5/29(月) 49名
〇第2回「図書館における高齢者サービスの新たなアプローチ」7/3(月)66名
〇第3回「県外視察研修」福智町図書館(福岡県)11/20(月)
〇第4回「(東)文化講演会」桂新の西條隆盛からのメッセージ11/23(祝)
〇第5回「県内新館視察」竹田市立図書館(仮) 12月
〇第6回「児童サービス」(仮) 2月
〇館長研修「図書館が図書館であるために」内野安彦氏 5/19(金)25名

司書派遣・巡回相談業務

- 市町村立図書館支援のため、県立図書館司書等を派遣する。また、要請に応じて県立図書館において、実習研修を行う。
〇司書派遣研修 6/28、6/29、9/4 3館において実施
・各館の申請状況に応じて研修内容を決定し実施
図書館業務全般について(読み聞かせ、レファレンス、選書等)
〇実習研修
・県立図書館設定の実習プログラムから選択(県立図書館で受講)
レファレンス実習、郷土資料データ作成実習 他

公開講座

- 【ストーリーテリング入門講座】9/22(金)10/6(金)11/2(木)11/17(金)
ストーリーテリングの理論と技法・選書等を学ぶ、4回連続(参加者各回22名)
【調べ学習講座】7/24(月)
参加者(児童18名 学校司書等19名 公立図書館職員等11名)
調べ学習のテーマ設定と、調べの方法や内容について学ぶ。
【古典の日推進講座】
古典の日の制定をうけ、県民が古典に親しむ機会を提供する。
第1回「茶の湯に出会おう」千 玄室 氏 8/17(水) 高校生対象 (参加者146名)
第2回「文語文のすすめ」土屋 博 氏 9/2(土) (参加者55名)
第3回「読み継がれる源氏物語の魅力 1」浅野 則子 氏 1/20(土)(定員100名)
第4回「読み継がれる源氏物語の魅力 2」浅野 則子 氏 2/10(土)(定員100名)
【伝わる文章作り講座】6/3(土) (参加者90名)
文の構成や表現方法等を中心に学び文章力を高める。
【県立図書館・先哲史料館・成童園教育センター連携講座】 12/10(日)
成童園開館200年記念企画「私塾としての成童園と松下村塾」(定員180名)

公開講座(放送大学共催)

- 第1回「生きている地球~地震・津波と防災~」 花宮 廣務氏 4/22(土) 65名
第2回「サル王国・高嶺山物語」 松井 猛 氏 8/26(土) 55名
第3回「ラグビーの魅力を探る~ラグビーワールドカップ大分開催に向けて~」 島田 義生 氏 9/9(土) 41名
第4回「地方創生時代を切り拓く県都・大分市の挑戦」佐藤樹一郎氏 11/18(土)
第5回「みなとまちづくりに学ぶ再生の要件~地球の課題に取り組む」 姫野 由香 氏 12/9(土)
第6回「哲学とは何か」 佐藤 羅成 氏 2/17(土)

地域学習支援

地域教育力パワーアップ事業

高齢化や人口減少、貧困問題などの新たな社会問題が発生している中、地域の抱える課題の解決に向けて、地域住民や各種団体のつながりを再構築し、地域の教育力を向上させるための人材育成や団体連携に資する学習機会を提供する。

①「協育」ネットワーク支援

- 〇「協育」サポーターリーダー養成講座の実施

支援対象(H29) 中津、佐伯・竹田・日田教育事務所管内の9市町村

②団体活動支援

- 〇「地域活動実践交流会」の実施

支援対象(H29) 佐伯市、国東市、臼杵市、津久見市、姫島村、竹田市

社会教育推進力育成支援事業

市町村職員等の資質向上や指導者の育成をめざし研修を行う。

- ①新任社会教育行政職員研修(2回)
- ②社会教育行政職員研修・社会教育主事等専門研修(3回)
- ③情報発信力向上研修(1回)
- ④県・市町村社会教育委員研修(1回)
- ⑤「協育」ネットワーク研修(4回)
- ⑥公民館職員研修(3回) ※大分県公民館連合会と共催

大分県生涯学習情報提供システム整備事業

県民の学習ニーズに応えるため、インターネットを利用した学習情報提供を行うシステム(「まなびの広場おいた」)の整備充実を図る。

生涯学習・社会教育に関する調査・研究

本県における生涯学習の推進体制の整備や社会教育の充実を図るとともに、今後の市町村教育委員会における施策の効果的な実施に資するための調査研究及び情報の収集を行う。

テーマ:「県民及び教育関係者の生涯学習・社会教育に関する意識調査」(H29~30)

学習相談

県民等学習者の学習上の悩みや問題を解決するために、必要な助言や情報提供、コーディネート等の支援を行う。

大 函第 1185 号
平成29年11月30日

大分県立図書館協議会委員長 殿

大分県立図書館長

社会教育の推進に向けた大分県立図書館の取組の方向性について（諮問）

平成29年3月をもって社会教育総合センターが廃止され、その機能が本年4月から大分県立図書館に移管されました。

このことを踏まえて、社会教育の推進に向けた大分県立図書館の取組の方向性について、図書館法第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり貴協議会の意見を求めます。

(別紙)

◆ 諮問事項

社会教育の推進に向けた大分県立図書館の取組の方向性について
～社会教育総合センターからの機能移管を踏まえて～

〔趣旨〕

大分県立図書館は、県民の皆さんの生涯にわたる多様で自発的、継続的な学習要求にこたえるキー・ステーションとして、「だれでも、いつでも、どこからでも」利用していただける豊の国情報ライブラリーとしての機能を果たすとともに、県内の公共図書館等との緊密な連携のもと、県民の皆さんの教養・文化の向上に寄与するため、活力ある全県的な図書館活動を推進してきました。また、「専門性」と「広域性」をコンセプトに、行政や民間団体との連携のもと、県民の皆さんの仕事や暮らし、地域社会の課題解決に役立つ「県立ならではの」、「県立らしい」サービスの提供に努めてきました。当館の職員の資質向上を図りながら、市町村立図書館の支援、とくにその職員研修や、専門図書の購入による市町村立図書館とは異なった蔵書の整備を行い、県民の皆さんの研究活動に貢献していくといったことも県立図書館としての大きな役割の一つであると考えています。

こうした中、本年3月をもって社会教育総合センターが廃止され、それまで当該センターが行ってこられた「社会教育関係者研修」、「地域人材の育成」、「学習相談」の機能が、本年4月から当館に移管されました。これに伴い、当館の組織改正も行われ、学校・地域支援課が「図書館・学校支援担当」と「地域学習支援担当」の2つの担当制となり、主に「地域学習支援担当」がこれらの業務を推進しているところです。

図書館が社会教育総合センターの機能を備えることは、全国的にみても例が少なく、社会教育総合センターがこれまで行ってきたこと以上にさらに充実させていかなければなりません。図書館としての従来の機能に加えて、このような機能について今後どのように事業展開を図り社会教育の推進に向けて取り組んでいくべきか、さまざまな視点からご提言いただきたく、今回諮問を行うものであります。

●社会教育総合センターからの機能移管に至る経緯

1 大分県行財政改革プラン（平成16年度～20年度）

- ・大規模施設等の見直し
 - ・青少年教育施設の見直し
 - 県有大規模施設や市町村施設等の類似の機能を有する施設との連携を図ることにより、整理・統合を行う。

↓

- ・「香々地少年自然の家」、「九重少年自然の家」をそれぞれ「青少年の家」に改編
- ・「湯布院青年の家」を廃止

2 大分県中長期財政運営ビジョン（平成21年度～23年度）

- ・組織機構の改革
 - ・組織の簡素効率化
 - （例）民間団体や市町村に委ねた方が効果的・効率的な業務を行っている組織

3 大分県行財政高度化指針（平成24年度～27年度）

- ・公の施設の活用
 - ・公の施設のあり方検討
 - 公の施設（直営施設、指定管理施設）については、施設の存続を前提とすることなく、設立時からの状況の変化や、利用状況などの現状分析を行うなど常に施設のあり方を検証するとともに、県有施設としての必要性が薄れたものについては、市町村や民間への譲渡、廃止も含めた検討を行う。

4 大分県行財政改革アクションプラン（平成27年度策定～31年度）

- ・公の施設等の見直し
 - ・施設のあり方の見直し
 - ※社会教育総合センター
 - 設置後29年が経過し、市町村や民間の生涯学習講座が充実しており、県民の学習の場を県が直営で提供する必要性が薄れたことから、継続を要する事業の社会教育課等への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について検討する。
 - （31年度までに検討）

- ・組織・機構の見直し
 - ・教育委員会
 - ※社会教育総合センターについて、同上

- (1) 平成28年度第1回大分県行財政改革推進委員会（平成28年7月22日）
資料として、「大分県行財政改革アクションプラン（概要版）」配布
※「公の施設等の見直し」、「組織・機構の見直し」として、社会教育総合センターについて、継続を要する事業の移管や民間委託と併せ、施設の廃止を含めた利活用のあり方を検討（31年度までに）

- (2) 平成28年度第2回大分県行財政改革推進委員会（平成28年10月21日）
公の施設の見直し

※社会教育総合センターの今後のあり方について

〔県民の学習の場自体が民間等で充実してきている。
利用者も約65%が社会教育以外の一般利用

⇒ 〔直営の必要性が薄れた。
事業については県立図書館で実施できる。〕

・社会教育総合センターの3つの機能

- ①社会教育関係者研修
- ②地域人材の育成
- ③学習相談

↓

県立図書館経移管による機能拡充

・社会教育総合センターについては、29年3月をもって廃止

[行財政改革推進委員会での結論 ～ 了承]

5 条例改正及び組織改正

- (1) 条例改正

平成28年第4回定例会（12月県議会）において、「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正案」が可決

- (2) 組織改正（平成29年度）

- ・行財政改革アクションプランの実行
社会教育総合センターを廃止し、その主要な業務については、県立図書館に移管する。
- ・県立図書館の担当の改組
学校・地域支援課の「学校・地域支援担当」を「図書館・学校支援担当」と「地域学習支援担当」に改組する。

社会教育総合センターの今後のあり方について

資料1

1. 設置目的

社会教育に関する事業を総合的に推進することにより、県民の学習に対する多様な需要に適切に対応するための施設として設置

(「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例」第1条)

2. これまでの経緯

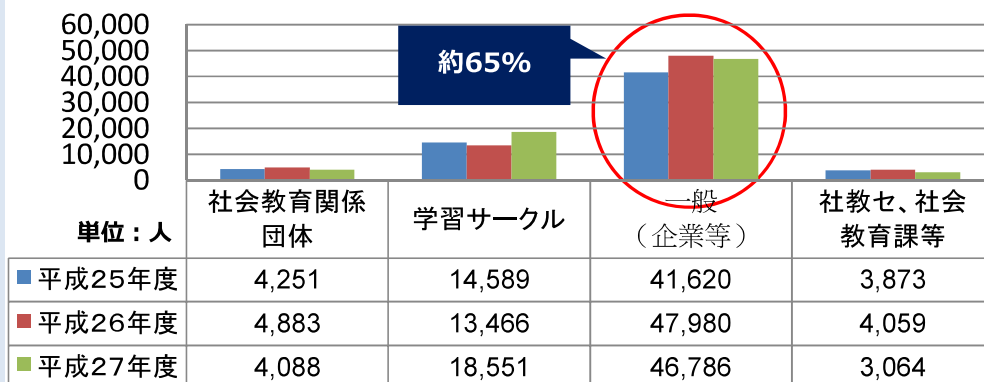
昭和60年に生涯教育の拠点として設置。「ニューライフアカデミア事業(～H15)」を開催し地域の人材を育成。その後、知の循環型社会の構築を目指し、「大分県民アカデミア大学事業(H16～H20)」 「学びの輪推進事業(H21～H27)」により学んだことを地域へ還元する事業を実施した。

3. 行革APの位置づけ

～抜本的見直し～

継続を要する事業の社会教育課等への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について検討。

4. 利用者の状況

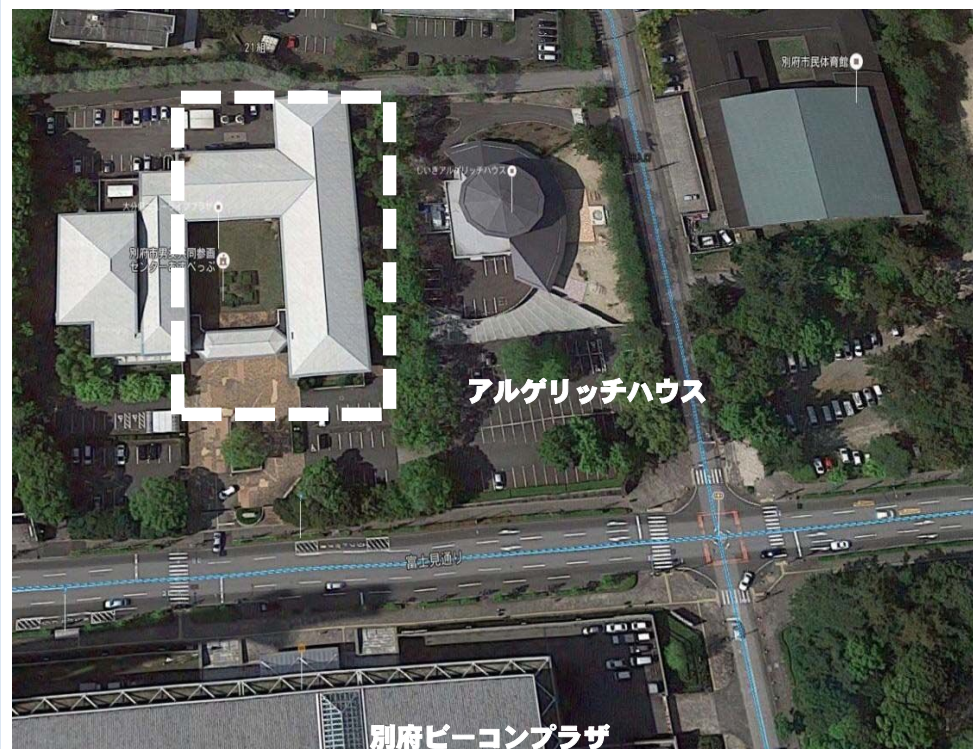


5. 施設の概要等

- ◆センターは、大分県ニューライフプラザ(2階建て)内にあり、別府市男女共同参画センター「あす・べっぷ」と同一建物を区分所有
- ◆供用設備(空調設備、電気設備、複合防災基盤等)については、センター内にあることから、建物全体は県側で管理

土地…昭和14年に別府市から学校建設用地として寄付受納

建物…①事務室・研修室 ②ポンプ室 ③車庫 ④電気釜上屋
建物鑑定額 71,022千円



6.社会教育総合センターの機能

①社会教育関係者研修

- 社会教育行政職員研修の実施
社会教育行政の法令、課題、施策の方向性を学ぶ
- 社会教育関係者の研修
公民館運営審議会の委員、「協育」コーディネーター等の研修会を実施



協育ネットワーク研修会（臼杵）

②地域人材の育成

- 地域活動に参画する女性団体等を育成するための講座の開設
- 県民の学びを支援する講座開設（インターネット教育を含む）
- 社会教育関係団体の交流による地域活動の活性化



九州地区婦人大会の様子

③学習相談

- 県民の学習活動に資する学習プログラム構築の支援
 - ・民間事業者の講座情報の提供
 - ・講義内容の指導・助言 等
- 大分県生涯学習情報提供システム「学びの広場おおいた」HP



相談支援の様子

④貸 館

- 研修会場として貸館の管理運営
多目的ホール、視聴覚室 第1, 2 創作室、 第1, 2 セミナー室 第1, 2 研修室 第1, 2 和室



視聴覚室

社会情勢
の 変化

市町村合併による
社会教育行政機能の高度化

学習者ニーズの多様化

社会教育関係
団体間の連携強化

利用者数
(H27)

社会教育総合センター：25,703人(一般利用除く)

県立図書館へ移管による機能拡充 (H27利用者数 482,210人)

- ①センターの学習相談と図書館のレファレンスサービスの一体的運用ができる
(社会教育主事・司書等専門職員による学習支援の強化)
- ②図書館の地域に対する貢献、連携が今まで以上に拡大する
- ③センターの学習情報と図書館の資料による学習者の高度で専門的なニーズに対応できる
- ④利用度の高い施設に集約することで、新たな利用者を獲得するとともに学習活動の拠点とすることができる

廃止（平成29年3月）

他の施設による
活動拠点を確保

施設廃止後の利活用

社会教育用途等として、別府市と譲渡に向けて協議中

平成29年度 大分県立図書館の業務執行体制

従来の図書館機能に加え、生涯学習支援等を通じた地域課題の解決や地域の発展を支える人材育成拠点としての性格を併せ持つ施設(「知の拠点」)として機能を強化するため、「社会教育総合センター」から地域人材の育成や学習相談等の業務を移管し、**学校・地域支援課の「学校・地域支援担当」を「図書館・学校支援担当」と「地域学習支援担当」に改組**

※ 大分県議会平成28年第4回定例会において可決された「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」に基づき、社会教育総合センターを廃止し、県立図書館の担当の改組

※ 社会教育総合センターについては、市町村等における社会教育に係る学習機会の充実といった社会情勢の変化を踏まえ、「大分県行財政改革アクションプラン」に沿って廃止

平成28年まで		平成29年度から	
○ 総務企画課	総務企画担当 資料管理担当	○ 総務企画課	総務企画担当 資料管理担当
○ サービス課	児童サービス担当 調査相談・郷土情報担当	○ サービス課	児童サービス担当 調査相談・郷土情報担当
○ 学校・地域支援課	<p>学校・地域支援担当</p> <p>(分掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館の支援、協力 ・学校図書館の支援 ・地域ボランティアの支援・連携 ・図書館ネットワークの推進 ・貸出文庫等館外事業 	○ 学校・地域支援課	<p>図書館・学校支援担当 地域学習支援担当</p> <p>(分掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館・学校図書館の支援、協力 ・地域ボランティアの支援・連携 ・図書館ネットワークの推進 ・団体貸出文庫 ・社会教育に関する事業の企画・調査・研究、研修 ・社会教育施設、団体等の指導、助言、支援 ・社会教育における学校、家庭等連携・協力・支援 ・社会教育に関する講座の開設、学習機会の提供等 ・社会教育における学習成果等活用した教育活動等の機会の提供 ・社会教育に関する情報・資料の収集、提供 ・県民の学習活動の相談

学校・地域支援課における現在の取組

【地域学習支援】

1 公民館等の社会教育関係職員を対象にした指導者研修の実施

○社会教育推進力向上支援事業

- ・ 新任社会教育行政職員研修（2回）
- ・ 社会教育行政職員研修・社会教育主事等専門研修（3回）
- ・ 県・市町村社会教育委員研修
- ・ 情報発信能力研修

○大分県公民館連合会との共催事業

- ・ 公民館関係者研修会
- ・ 新任公民館職員研修会
- ・ 公民館長・主事研修会

2 地域人材育成に向けた研修、講座の実施

○地域教育力パワーアップ事業（「協育」ネットワーク支援）

- ・ 放課後等の活動で子供の見守りの中心となる人材の育成
「地域『協育』サポートリーダー」育成講座（6講座）の実施
H28年度・・・別府、大分教育事務所管内市町村対象（39名養成）
H29年度・・・中津、佐伯、竹田、日田教育事務所管内市町村対象（53名受講）

○地域教育力パワーアップ事業（団体活動支援）

- ・ 地域団体活性化のための研修（「地域活動実践交流会」）の実施
H28年度・・・中津市、日出町、由布市、豊後大野市、日田市、玖珠町
H29年度・・・国東市、姫島村、臼杵市、津久見市、佐伯市、竹田市
H30年度・・・宇佐市、豊後高田市、別府市、杵築市、大分市、九重町（予定）

○「協育」ネットワーク連携推進事業（県社会教育課と共催）

- ・ 「協育」ネットワーク支援者研修会（2回）
- ・ 統括アドバイザー研修会
- ・ 「協育」ネットワーク関係者研修会（市町村モデル研修）

3 学習相談

○市町村及び関係機関、団体等への指導・助言及び支援（例）

【情報提供】

- ・ 講演会、研修会の講師
- ・ 県の担当課、部署
- ・ 学習サークル、研修への参加
- ・ 先進的な取り組み事例、好事例（「協育」ネットワーク、公民館の管理運営）
- ・ 資料（親子読書、体験活動、各種研修の要項等）等

【相談への回答】

- ・ PTAが実施したアンケート結果の分析について
- ・ 主催事業と旅行業法との関連について
- ・ 協力の申し出（講師、指導者として）
- ・ 野外体験活動の指導方法等

○「まなびの広場おおいた」を活用した生涯学習情報の収集・提供及び相談

（「まなびの広場おおいた」HPのリニューアル）

【データベース機能の提供】

- ・ 県からのお知らせ、県内の市町村講座・イベント、社会教育関係資料、人材等の情報

【オンライン学習】

- ・ インターネット教室（286講座）

【問題解決支援】

- ・ キーワードによる情報検索

4 生涯学習・社会教育に関する県民意識等の調査研究活動の実施

- H29年度・・・社会教育行政職員の生涯学習・社会教育に関する意識調査
- H30年度・・・県民の生涯学習・社会教育に関する意識調査（予定）

平成29年度大分県立図書館社会教育関係研修体系

大分県立図書館 学校・地域支援課 地域学習支援担当

社会教育法（都道府県の教育委員会の事務）
 第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、（中略）、次の事務を行う。
 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

平成29年度大分県教育委員会の重点方針
 - 「教育県大分」の創造に向けて -
 2. 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進
 「V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援」

社会教育関係者の資質向上と地域人材の育成

地域人材の育成

指導者等の育成

<p>地域教育力パワーアップ事業</p> <p>対象：「協育」ネットワーク関係者、社会教育関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「協育」ネットワーク支援 「協育」サポートリーダー養成講座(3回) 団体活動支援 地域活動実践交流会(6市町村×3~4回) 	<p>子供達の困りや悩みに気付き専門機関につなぐ人材の掘り起こしと育成</p> <p>団体の活性化、地域人材の育成</p>
<p>「協育」ネットワーク支援者研修</p> <p>対象：「協育」ネットワーク関係者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「協育」ネットワーク研修会(3回) 統括アドバイザー研修会(1回) 	<p>「協育」ネットワーク関係者の資質向上と連携推進</p>
<p>社会教育推進力育成支援事業</p> <p>対象：行政職員、社会教育関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新任社会教育行政職員研修(2回) 社会教育行政職員・社会教育主事等専門研修(3回) 情報発信力向上研修(1回) 県・市町村社会教育委員研修(1回) 	<p>市町村職員等の資質向上と指導者育成</p>
<p>公民館への支援</p> <p>対象：公民館関係職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公民館関係者研修(1回) 公民館長・主事研修(1回) 公民館新任職員研修(1回) 	<p>公民館関係職員の資質の向上と研修支援</p>
<p>市町村立図書館への支援</p> <p>対象：図書館関係職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公立図書館等職員研修会(7回) 大分県図書館大会(1回 8/21) 司書派遣・実習研修(要請により随時) 	<p>図書館関係職員の資質向上と研修支援</p>

地域教育力パワーアップ事業

①「協育」ネットワーク支援の概要

趣旨

①各市町村の公民館や学校等を拠点に全小学校区をカバーする「協育」ネットワークを活用した、放課後チャレンジ教室などの学校外でのさまざまな活動を対象にして、新たな見守りの支援体制を構築する。

②上記活動に参加する子どもの様子から、子どもたちの抱える困りや悩みに気づき、学校や専門機関に繋ぐことができる人材の掘り起こしと地域での持続的な人材の育成を目指す。

現状

新たな社会問題の発生と、答申や法律の制定による地域への要請

①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律H28.4
②いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
③大分県子どもの貧困対策推進計画

学校と地域はパートナーとして相互に連携・協同が求められる

④中教審の答申(H27・12)
放課後子ども教室や土曜教室、その他公民館行事など益々の充実が求められてる。

県による人材育成							市町村による人材育成		
取組 (学習機会の提供)	【対 象】 地域住民 40名 ※ 教育事務所単位で実施(H28年2教育事務所管内 H29年4教育事務所管内)						【対 象】 各小学校区の地域住民		
	【回 数】 2年間での 3日間6講座 インターネット6講座 } の講演・講義と演習(1回)						県の配信するインターネット講座(DVD)の活用及び県が行う演習への参加		
	【時期および内容(例)】						【時期および内容】		
6月	8月	10月	12月	1月以降	2029 以降	29年4月以降			
受講者 募集 市町村 教員から 推薦	【講演】 「地域で 子ども を見守 るため に」	【講義】 「学校・ 地域 との 連携」	【講義】 「子ども 支援の実 際Ⅰ」	【講義】 「子ども 支援の実 際Ⅱ」	【講義】 「子ども 困りを支 援する」	【演習A】 「チーム で取り 組む支 援体制」	地域「協育」 サポート リーダー への登録	フォ コー アッ プ研 修「組 織の 維持」	人材の拡大(県による支援) ・インターネット講座開放・DVD貸出 ・受講後の県による演習を実施 各市町村で1回実施(県職員)

効果

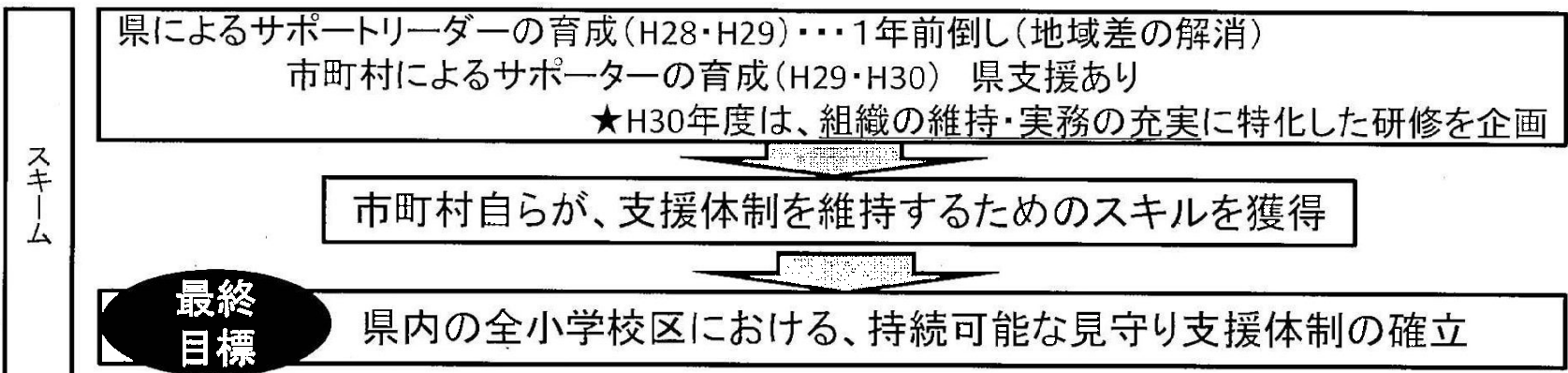
①「協育」ネットワークの活動を通して、地域によるいじめ等への早期発見に向けた協力体制の構築

②子どもの見守りを担う人材の育成に取り組むことで、「協育」ネットワーク支援者の裾野を拡大

③多くの支援者が見守ることで、子どもたちが安心・安全に活動できる場の提供

資料7-2の追加

②取組の内容



役割

県による人材育成 地域「協育」サポート リーダー
☆リーダーの役割(「協育」ネットワークに1名) ①個々の事例に対応し、学校や専門機関等へ繋ぐ ②サポーターの育成に向けた支援

市町村による人材育成 地域「協育」サポーター
☆サポーターの役割(各小学校区に1名以上) 地域活動に参加する子どもの見守り ①いじめや虐待等の早期発見しリーダーに報告 ②貧困等の家庭環境を抱える子どもへの支援 ③障がいを持つ子どもへの支援(合理的配慮)

行程

	対象地域	会場	対象NW数	受講者数(予定)
H28年度	別府教育事務所管内	別府市	20	24
	大分教育事務所管内	大分市	22	25
H29年度	中津教育事務所管内	宇佐市	31	31
	日田教育事務所管内	玖珠町	29	29
	佐伯教育事務所管内	豊後大野市	12	12
	竹田教育事務所管内	豊後大野市	23	23
H30年度 <small>フォローアップ研修</small>	全地域	県内6箇所	137	144

	対象地域	対象小学校数
H29年度	別府教育事務所管内	46
	大分教育事務所管内	90
H30年度	中津教育事務所管内	57
	日田教育事務所管内	31
	佐伯教育事務所管内	26
	竹田教育事務所管内	23
合計		273

対象者

「協育」ネットワークから1名を基本として、対象地域の各市町村教育委員会に推薦を依頼する。

*フォローアップ研修は、H29年度末までに、地域協育サポートリーダーに登録されたもの

人数の制限なし

・各小学校区に地域「協育」サポーターが、概ね1名配置できるよう留意する。

地域教育力パワーアップ事業(団体活動支援)の概要

【趣旨】

県内各市町村において「地域活動実践交流会」を実施し、社会教育関係団体や地域団体が相互の交流を通して他団体の得意分野を理解することにより、団体間連携による団体の長所を生かした地域活動ができるよう支援する。

【現状】

各種団体の弱体化の進行と団体間の連携の希薄化

【取組】

◆「情報交換」「先進事例の研究」「連携した取組の検討」を柱とした、各市町村の課題に応じた「地域活動実践交流会」の実施

- ①対象：課題解決に関連のある社会教育関係団体や自治会、地域団体等の会員 40名程度（市町村中心に）※6市町村/年
- ②回数：年間3回の交流・講義等
- ③役割：県 → (1) 研修の企画運営 (2) 予算の確保と執行 (3) 事前事後を通じた情報提供
市町村 → (1) 課題と対象の選定 (2) 参加者の募集 (3) 会場の確保 (4) 研修の企画運営補助 (5) 事後の地域活動の支援
- ④時期と内容(例)

		【地域活動実践交流会】			
5～7月	8月	9月	10～11月	12～1月	2月以降
企画 県と市町村が協働で「実践交流会」を企画	受講者募集 市町村教育委員会が域内の団体へ募集を募る	【第1回】 テーマ「域内の団体を知る」 講義 「団体活動の課題の分析」 交流 「われらの団体、紹介します」	【第2回】 テーマ「先進的取組を知る」 講演 「持続可能な団体と活動」 事例発表 ・県内外の先進事例	【第3回】 テーマ「団体が連携した活動」 演習 「これからの活動を考えよう」	地域活動 ・地域活動を継続 ・新規計画、実施
※事例発表や事例研究は実施市町村と協議しつつ、それぞれの課題に応じて内容を検討し構築					

【成果の例】

- ①文化芸術振興……祭りの維持、指導者育成、児童文化を学習する機会提供
- ②青少年健全育成…食育、ボランティア養成、自然体験活動の機会提供
- ③福祉・健康……学習機会提供、地域サロン運営
- ④まちづくり……環境美化、あいさつ運動推進、防災防災の学習機会提供

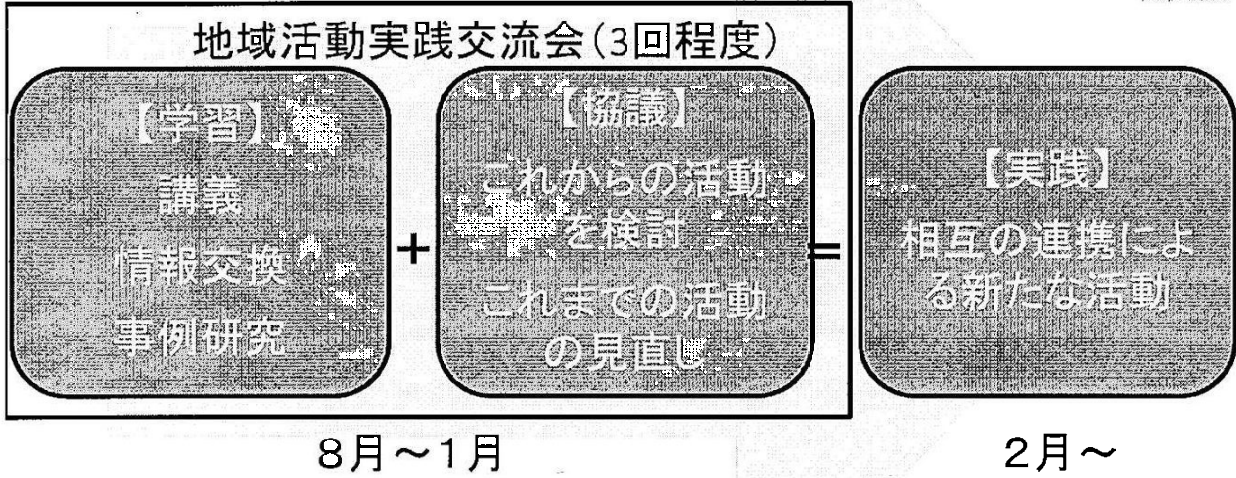
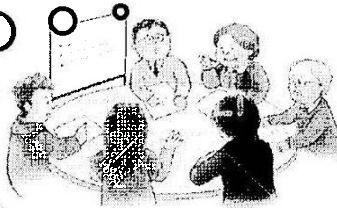
【事業効果】

- ①団体間の連携強化
- ②団体各々の長所を生かした地域活動の活性化
- ③地域住民自らによる活力ある地域社会の形成促進
- ④「協育ネットワーク」を支援する人材・団体の育成と確保

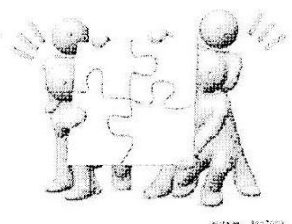
地域教育力パワーアップ事業「地域活動実践交流会」のイメージ

目的: ①団体・グループ間の交流 → 学習・交流成果の活用
 → 団体・グループ間の連携強化と各々の長所を生かした**地域活動の活性化**
 ②各団体・グループを強固にするとともに地域の活性化に寄与する**人材の育成**

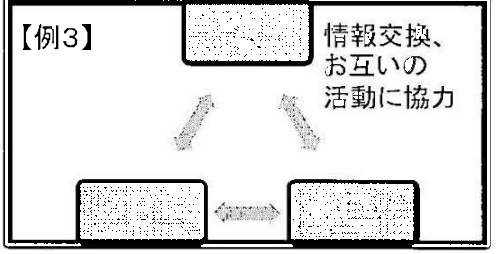
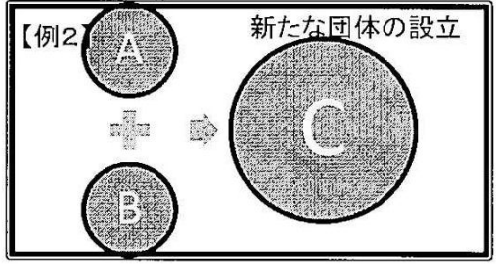
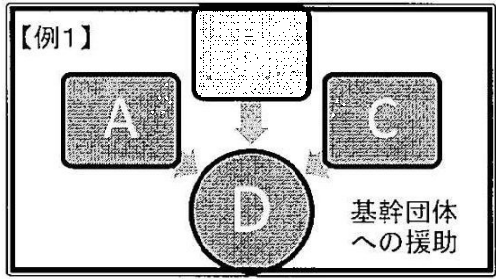
新しいアイデアはないか?
 活動の幅は広げられないか?



- ・これからの活動をどのように進めればよいか、先進事例や他団体との協議を参考に探る。
- ・地域課題の分析方法や行政との連携、団体間のネットワークの構築方法を学ぶ。



連携のあり方



あなたの学びを応援します!

大分県生涯学習情報提供システム

まなびの広場 おおいた

何かを
はじめてみたい...
そんなあなたの
“やる気”を応援する
WEBサイトです!

◆県内で開催される講座やイベント、社会教育施設など生涯学習に役立つ情報や動画の「学習教材」を発信しています!

インターネット教室



自宅で
勉強を始め
たいな...

講座情報

習い事を
始めたい!



人材・指導者情報



「研修会」の
講師が誰か
いないかな?



社会教育関係団体施設情報

ボランティア
活動に参加
したいな...



県・市町村からのお知らせ

暮らしに
役立つ情報が
ないかな...



お問い合わせ先

大分県立図書館
学校・地域支援課
地域学習支援担当

〒870-0008
大分市王子西町1-4番1号

TEL:097-546-9975 FAX:097-546-9985

生涯学習の相談も
行っています♪

まなびの広場

検索

<http://manabi.oita-ed.jp/>

★裏面もご覧ください!

インターネット教室

まなびの広場
おおいた

まなびの広場おおいたは県民の皆様への“生涯学習”を支援いたします。
運営は大分県立図書館が行っています。

はじめての方はまずこちらから
まなびの広場おおいた
サイトマップ 



大分県立図書館

大分県教育庁社会教育課

香々地青少年の家

九重青少年の家

地域「協育」サポートリーダー
養成講座

おおいた学びの輪表彰制度

生涯学習のすすめ

学んで還元ボランティアのすすめ

データ検索システム

講座情報



講座情報をキーワードや地域別に検索

人材・指導者情報



「人材バンク」に登録している人材や指

社会教育関係団体
施設情報



県内の生涯学習に関する施設を地域

インターネット教室



「おおいた学びの輪」インターネット教
室を視聴できます。

インターネット教室の受講案内

Tweet
👍 6422 | 0

インターネット教室とは



本講座は、県民の方々が自分に適した学習内容や方法などを選択し、主体的に学び、学んだ成果を地域や人々のために活用できることを目指し、多様な学習機会やその情報などを提供することを目的として実施しています。インターネットを活用して、ふるさと大分や、現代的課題について学習することができます。

※講座内容及びデータ等については、各講座が開設された当時のものです。

平成28年度～平成29年度 『地域「協育」サポートリーダー養成講座』 一地域教育力パワーアップ事業一

「協育」ネットワークを活用し、施設後チャレンジ教室などの学校外でのさまざまな活動を対象にして、参加する子どもの様子から、子どもたちの抱える困りや悩みに対応し、学校や専門機関に繋ぐことができる人材を育成するための講座です。

◆ 28年度 ◆ 29年度

トップページ
《インターネット教室》
をクリック！

講座が視聴できます！

Tweet
👍 4142 | 0

「協育」ネットワークを活用し、施設後チャレンジ教室などの学校外でのさまざまな活動を対象にして、参加する子どもの様子から、子どもたちの抱える困りや悩みに対応し、学校や専門機関に繋ぐことができる人材を育成するための講座です。

 受講報告表様式 (WORD版)  受講報告表様式 (PDF版)

<学習方法>

下の講座リストから講座を選択してテーマをクリックしてください。

<講座リスト>



001 地域で子どもを見守るために



003 民生委員との連携



005 子ども支援の家2



002 学校が居場所になること



004 子ども支援の家1



006 子どもの困り系支援する

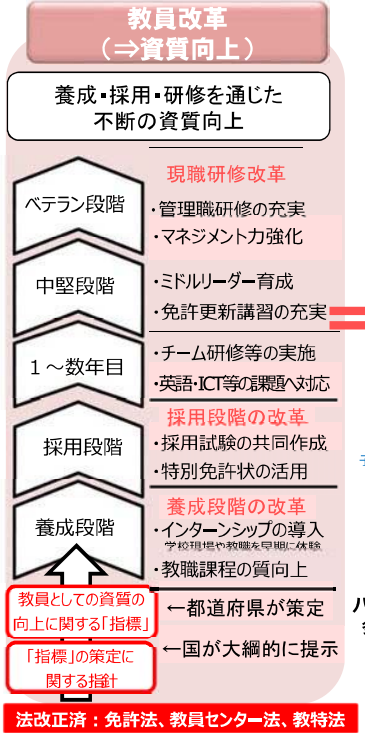
まなびの広場

検索

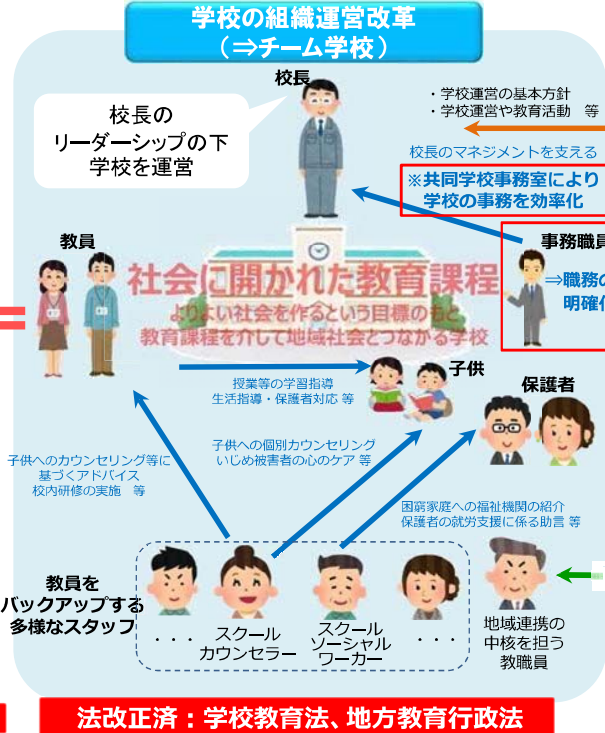
http://manabi.oita-ed.jp/

「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

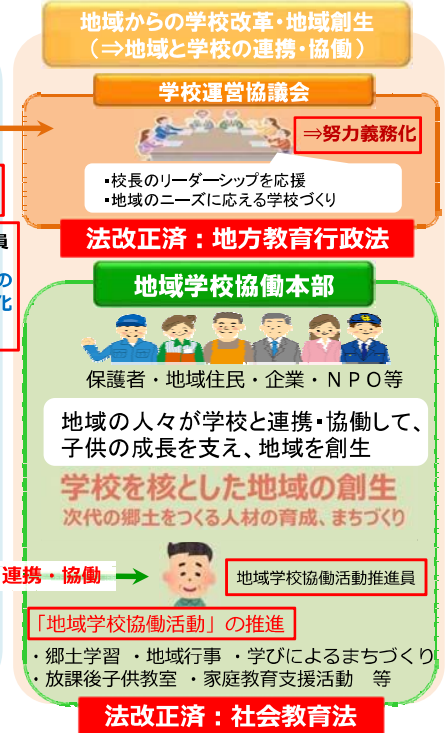
中教審答申③←教育再生実行会議第7次提言



中教審答申②←教育再生実行会議第7次提言



中教審答申①←教育再生実行会議第6次提言



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実 法改正済：義務標準法等

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

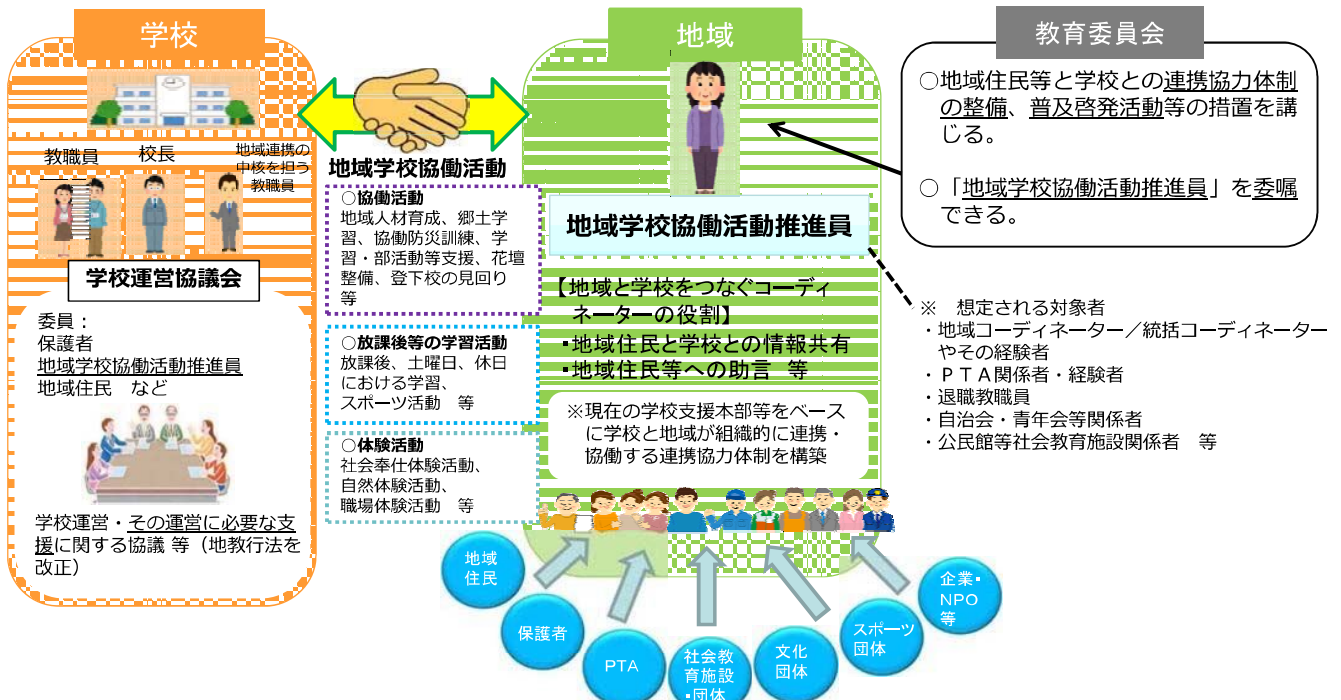
地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

改正の概要

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域学校協働活動のイメージ>



社会教育法(昭和24年法律第207号、最終改正平成29年法律第5号)抜粋

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 (略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九 (略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

5

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

一～五(略)

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(参考)社会教育法改正に関するQ&A

社会教育法の改正に関して、下記ウェブサイトにも各条文ごとに主なQ&Aを記載。今後随時更新。

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/kyodo/law.html#container>

1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

(1) これまでの経緯・背景等

- ◆ 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠。
- ◆ 今後、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中教審答申)

これからの教育課程の理念

「**社会に開かれた教育課程**」の実現(抄)

- ③ 教育課程の実施に当たって、**地域の人的・物的資源を活用**したり、放課後や土曜日等を活用した**社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現**させること。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中教審答申)

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(抄)

- ② 子供同士の協働、教職員や**地域の人との対話**、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面(抄)

- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、**地域等の外部の資源も含めて活用**しながら効果的に組み合わせること。

第10章 実施するために何が必要か～学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策～

3. 社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施

- 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や**地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等とともに、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図る**ことが大切。

1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

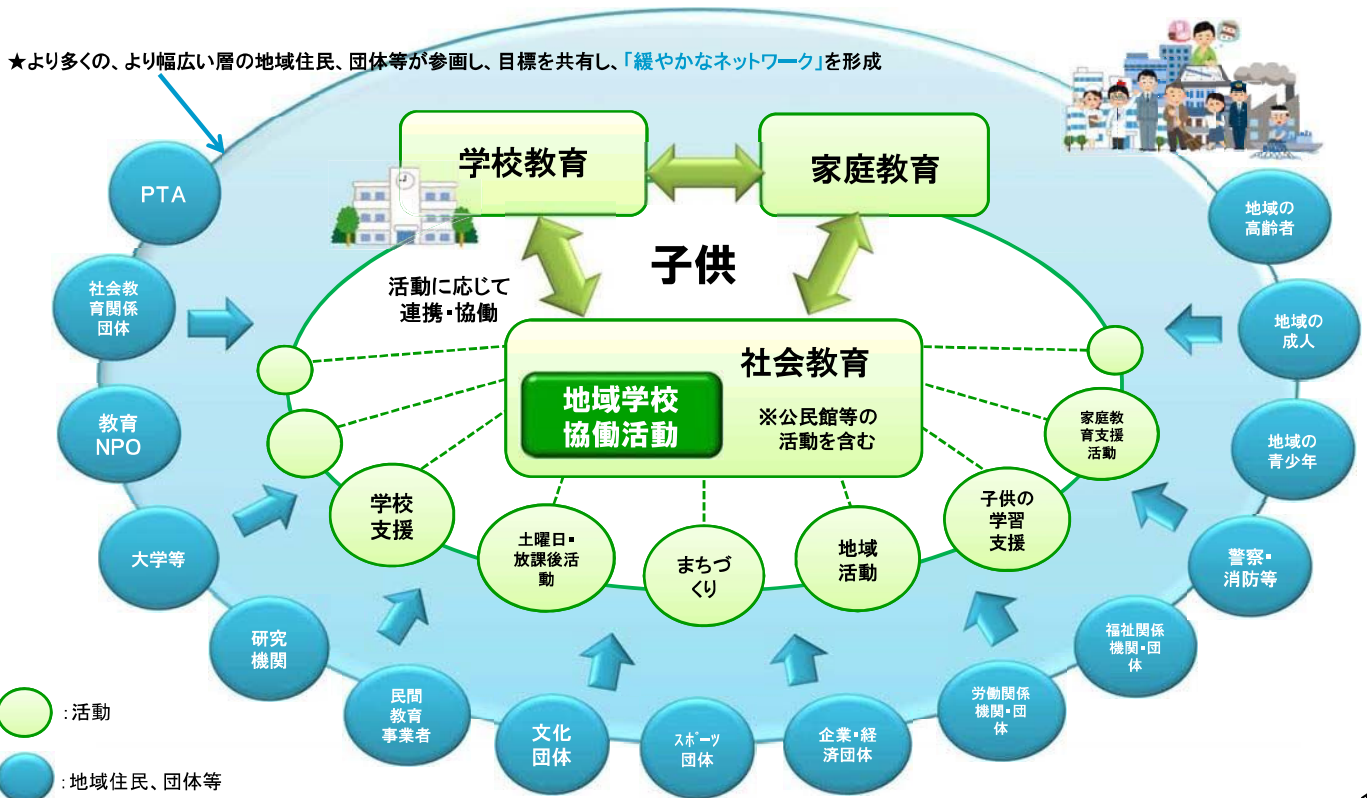
(2) 地域学校協働活動について

- ◆ 「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- ◆ 地域学校協働活動は、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子供、学校、地域それぞれに対して様々な効果が期待できる。

11

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

(3) 地域学校協働本部について

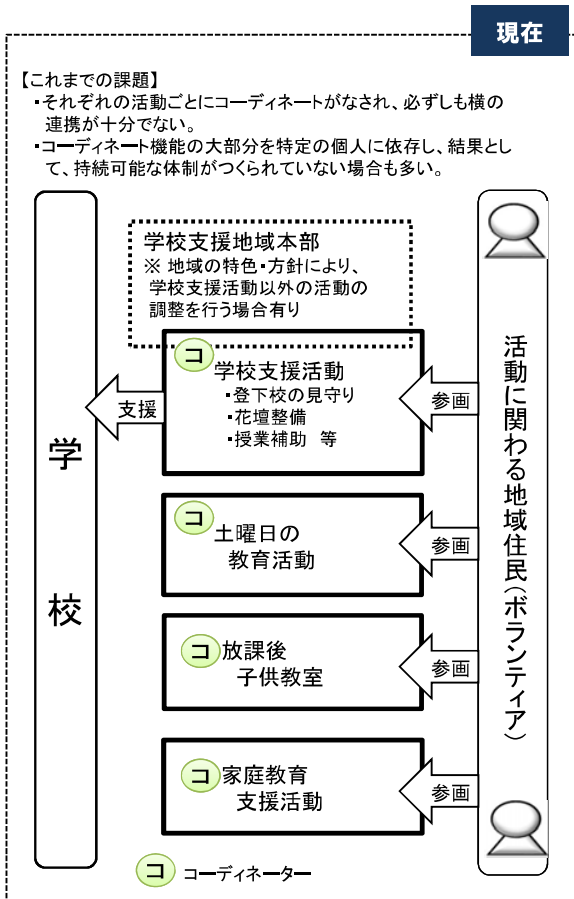
◆ 「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

◆ その整備にあたっては、従来の学校支援地域本部等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、

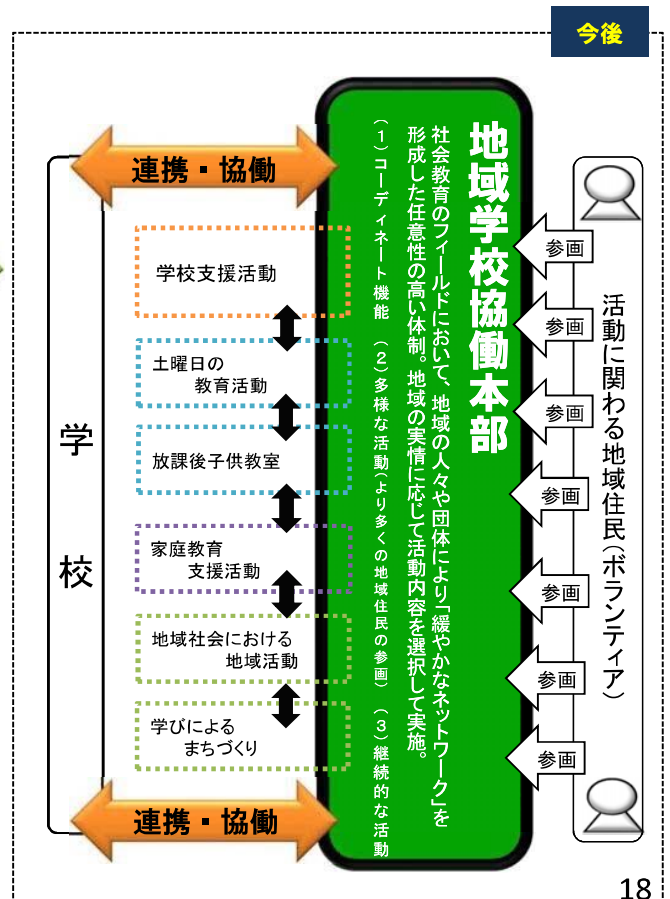
- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動
- ③ 継続的な活動

の3要素を必須とすることが重要。

今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～



- ・ **個別の活動の総合化・ネットワーク化**
- ・ **「支援」から「連携・協働」へ**
- ・ **コーディネート機能の充実**

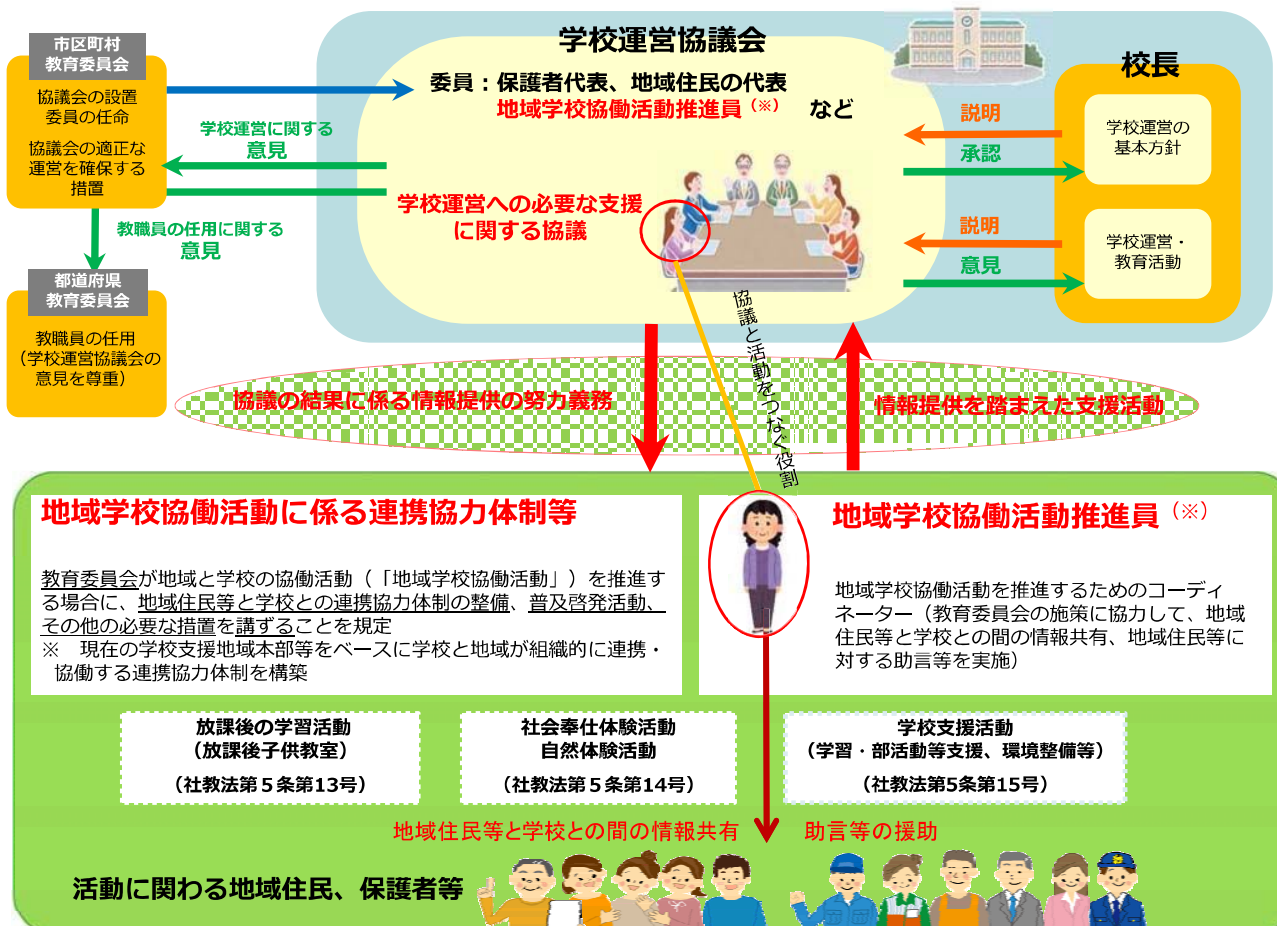


3. 地域学校協働本部の整備

(4) 学校運営協議会との効果的な連携

- ◆ 地域学校協働本部と学校運営協議会（地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組み）の双方が機能し、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、子供たちの成長を支える活動の活性化につながるなど、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待される。
- ◆ 教育委員会においては、それぞれの地域や学校の特色・実情を踏まえつつ、それぞれの整備を促進するとともに、双方が整備されている場合には、地域学校協働本部の中核となる地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、双方の情報共有を図り、連携を強化していくことが重要。

学校運営協議会と地域学校協働活動の関係



4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

- ◆ 地域学校協働活動の推進には、地域住民等や学校関係者との連絡調整、地域ボランティアの確保、活動の企画・調整等を担う地域学校協働活動推進員の役割が非常に重要。このため、教育委員会は、推進員に求められる資質・能力を明確にし、適切な人材を確保することが重要。
- ◆ 教育委員会は地域学校協働活動推進員の委嘱を文書で行うとともに、その責任や役割、活動に当たっての注意事項、ルール等を事務連絡やガイドブック等で示すことなどにより、推進員が自らの責任や役割を認識できるようにすることが重要。
- ◆ 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上のため、教育委員会は推進員の発掘・育成・機能強化を計画的に進め、対象者の経験・役割に応じた研修等を実施することが重要。

35

4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

① 地域学校協働活動推進員の役割、望まれる資質・能力

- 既に地域コーディネーターや統括コーディネーターが活動されている場合は、社会教育法改正の趣旨を踏まえ、円滑かつ効果的に地域学校協働活動が推進されるよう、できるだけ速やかに地域学校協働活動推進員制度の活用について検討していただくことが望めます。
- 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力としては、主に以下のようなものが考えられますが、教育委員会は、地域や学校の特色や実情に応じて、推進員に求められる資質・能力を明確にして、適切な人材を確保していくことが重要です。
 - ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
 - ・ 地域学校協働活動への深い関心と理解がある
 - ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
 - ・ 学校の実情や教育方針への理解がある
 - ・ 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
 - ・ 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

36

4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

② 地域学校協働活動推進員の候補、発掘

○ 教育委員会は、①のように、地域学校協働活動推進員に期待する役割や求められる資質・能力を明確にした上で、対象となる学校の校長等に推薦してもらうことなどにより、地域の適切な人材を探していくことが重要です。推進員の候補となる人材としては、例えば、以下のような方々が考えられます。

- ・ これまでのコーディネーターやその経験者
- ・ 地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・ PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・ 退職した校長や教職員
- ・ 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・ 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者 等

37

4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

③ 地域学校協働活動推進員の処遇等

○ 地域学校協働活動を効果的かつ円滑に行うには、教育委員会、学校、地域学校協働活動推進員等の関係者の役割分担や責任等について明確にし、関係者間の共通理解を図りながら進めていく必要があります。そのためには、教育委員会が推進員の委嘱を文書で行い、その処遇や役割等を明確に示し、推進員が自らの責任や役割について認識できるようにすることが重要です。

○ また、教育委員会は、地域学校協働活動推進員の責任や役割、活動に当たっての注意事項、ルール等を地域学校協働活動の対象となる学校に対する事務連絡やガイドブック等で示すなどの対応も考えられます。

○ なお、教育委員会が委嘱を行う際には、守秘義務の順守及び子供たちの安全・健康面や学校の教職員の負担への配慮等について示し、順守すべき事項に反するなどの不適切な行為を行った地域学校協働活動推進員には、委嘱の解除を含めて適切に対応するなど、推進員の業務の状況について、教育委員会が把握し対応できるようにすることが重要です。

38

5. 多様な活動の推進

(3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進
それぞれの学校種の特徴を活かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じ、地域と学校の連携・協働を推進していくことが重要。

- 幼稚園等において、地域住民等とも協力しながら、幼児が積極的に活動できるような環境をつくることはとても意義のあることです。幼稚園等を対象とした地域学校協働活動の推進は、例えば、地域との協働による園庭の環境整備、体験活動の充実、親子参加型プログラムの実施、小学校と連携した取組などが考えられます。
- 高等学校を対象として地域学校協働活動を実施する場合は、キャリア教育を推進する観点からも、特に、学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、地域人材育成、ボランティア活動といった社会参画型の活動を充実していくことが重要です。
- 特別支援学校や特別支援学級に通う子供たちを対象として地域学校協働活動を推進する場合においても、次期学習指導要領の改訂において重要とされている「生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」を育成する観点からも、特に、地域での体験的な学習、職場体験学習、ボランティア活動といった社会参画型の活動を充実し、子供たちに社会と接点を持つ意味などを具体的に学ばせていくことが重要です。

43

6. 多様な活動の推進

(1) 持続可能な地域学校協働活動に向けて

- ◆ 地域学校協働活動は、地域の教育力の充実や地域活性化・地域づくりにもつながることが期待され、教育委員会は計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）というPDCAサイクルを構築し、長期的な視点に立った財源確保などにより持続可能な地域学校協働活動の実施を推進することが重要。

(2) 継続的な地域住民の参画の推進

- ◆ 教育委員会は幅広い地域住民等が地域学校協働活動を理解し、活動に積極的に参画いただけるよう、年代層に応じた情報提供・啓発、地域に根差した団体や組織への働きかけ、保護者やPTAとの連携、大学生、卒業生や退職教職員等の参画を推進することが重要。

44

6. 多様な活動の推進

(3) 社会教育の成果の活用

- ◆ 地域住民の学びを推進し、その成果の還元として、地域と学校の連携・協働を通じた地域住民の社会参画を促進することは、持続可能な地域社会の構築にもつながる。
- ◆ 教育委員会においては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等をはじめとする地域における社会教育体制の基盤を整備し、地域における社会教育の充実を図り、その学習成果を活用して地域学校協働活動に参画する仕組みを構築することにより、学びと社会参画の好循環を促進していくことが期待される。

昭和二十四年法律第二百七号

社会教育法

目次

- [第一章 総則（第一条—第九条）](#)
- [第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）](#)
- [第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）](#)
- [第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）](#)
- [第五章 公民館（第二十条—第四十二条）](#)
- [第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）](#)
- [第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）](#)

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、[教育基本法](#)（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、[学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）又は[就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律](#)（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

- 十三** 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五** 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六** 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七** 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八** 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- （都道府県の教育委員会の事務）
- 第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。
- 一** 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二** 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四** 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

- 第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。
- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。
- 第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（図書館及び博物館）

- 第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

- 第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。
- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。
- （社会教育主事及び社会教育主事補の職務）
- 第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

- 第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。
- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- イ 社会教育主事補の職にあつた期間
- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハマまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（[国家行政組織法](#)（昭和二十三年法律第二十号）[第八条](#)に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（報告）

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条 削除

第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校（[学校教育法第一条](#)に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び[就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項](#)に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（[国立大学法人法](#)（平成十五年法律第百十二号）[第二条第一項](#)に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（[地方独立行政法人法](#)（平成十五年法律第百十八号）[第六十八条第一項](#)に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かななければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めすることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 [学校教育法第五十四条](#)、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、[郵便法](#)（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律施行前通信教育認定規程（昭和二十二年文部省令第二十二号）により認定を受けた通信教育は、第五十一条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

附 則（昭和五年五月一〇日法律第一六八号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六年三月一二日法律第一七号）

1 この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十一号）施行の日から施行する。

- 2 改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

附 則 （昭和二十七年六月六日法律第一六八号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十八年八月一四日法律第二一一号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月三日法律第一五九号）

- 1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号）

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三十二年五月二日法律第九五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十四年四月三〇日法律第一五八号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

- 2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

（社会教育法の一部を改正する法律の一部改正）

- 4 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

附 則 （昭和三十六年六月一七日法律第一四五号）

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十六年一〇月三十一日法律第一六六号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十八年六月八日法律第九九号）

（施行期日及び適用区分）

- 第一条 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十二年八月一日法律第一二〇号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年五月一九日法律第四五号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十七年七月二三日法律第六九号）

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和五九年五月一日法律第二三号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月二九日法律第七一号）

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二号の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三号、第六十四号並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行

為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一六〇号）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十三年七月一日法律第一〇五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成十三年七月一日法律第一〇六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十五年七月一六日法律第一一七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十五年七月一六日法律第一一九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一八年一二月二日法律第一二〇号）

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一一日法律第五九号）

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の社会教育法第九条の四第一号口に規定する社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあった期間は、第一条の規定による改正後の社会教育法第九条の四第一号口に掲げる期間とみなす。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第二十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第二十一條（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八條、第九十九條の八、第一百三十九條の三、第一百四十一條の二及び第一百四十二條の改正規定に限る。）、第二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二十八條（都市緑地法第二十条及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四條及び第九條の二の改正規定に限る。）、第四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第四十五條、第四十六條（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十

一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百一十一条及び第三百十八号の改正規定に限る。）、第五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。）、第五十七条、第五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十九条、第七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第七十四条、第七十八条、第八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百条、第一百零一条、第一百五号から第一百七号まで、第一百零二条、第一百零七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百零九条、第二百一十一号の二並びに第二百二十三号第二項の規定 平成二十四年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年一月四日法律第一二二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二十四年八月二日法律第六七号）

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二十五年六月一日法律第四四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二号（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百一十一号の二の次に二条を加える改正規定中第四百一十一号の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月二〇日法律第七六号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日

(社会教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の社会教育法第十七条第一項及び第二十八條の規定は適用せず、前条の規定による改正前の社会教育法第十七条第一項及び第二十八條の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二〇日法律第四七号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五條の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二條（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八條第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四條並びに第四十六條の規定 公布の日

二 第六条、第八条及び第十四條の規定並びに附則第三条、第十三條、第二十四條から第二十六條まで、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十五條及び第四十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第十三條の規定及び附則第十七條の規定 この法律の公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(社会教育法の一部改正)

第十五條 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「のうち、大学」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校」を「大学」に、「の学校」を「の公立学校」に、「をいう」を「又は公立大学法人の理事長をいう」に改める。

第四十八條第一項中「大学若しくは高等専門学校」を「公立学校」に改める。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第五号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

昭和二十五年法律第百十八号

図書館法

目次

[第一章 総則（第一条—第九条）](#)[第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）](#)[第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）](#)

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、[社会教育法](#)（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム~~の~~収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 [学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）[第九十条第一項](#)の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 図書館令（昭和八年勅令第七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。
- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。
- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。
- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。
- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。
- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

附 則 （昭和二十七年六月一二日法律第一八五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二七〇号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一二日法律第一四八号） 抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月三〇日法律第一六三号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第二百一十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定（附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。）並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十四年四月三〇日法律第一五八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十七年五月一五日法律第一三三号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三一日法律第一五号） 抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二号の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一四年五月一〇日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二條、第十五條から第十七條まで及び第十九條に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一一日法律第五九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（図書館法の一部改正に伴う経過措置）

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七條の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第一百二十一條（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八條、第九十九條の八、第三百九十九條の三、第四百四十一條の二及び第四百四十二條の改正規定に限る。）、第一百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八條（都市緑地法第二十条及び第三十九條の改正規定を除く。）、第一百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四條及び第一百九條の二の改正規定に限る。）、第一百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五條、第一百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第一百五十五條（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。）、第一百五十七條、第一百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第一百六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三條の改正規定に限る。）、第一百六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第一百六十五條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。）、第一百六十九條、第一百七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第一百七十四條、第一百七十八條、第八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第一百條、第一百二條、第一百五條から第一百七條まで、第一百二條、第一百七條（地域における多様な主体の連携による生物の多

様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日